官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（二九三）　四
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九四）　五
○漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九五）　六
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二九六）　七
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（二九七）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二九八）　九
○日本学術会議法施行令（二九九）　一〇
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（八）　一一
〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（総務七九）　三〇
○政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（同八〇）　三二
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（同八一）　三六
〔法規的告示〕
○高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示（文部科学六七）　四七
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件（農林水産一一〇九）　四九
〔その他告示〕
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三〇一）　五一
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同三〇二）　五二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五六
会社その他
会社決算公告　一三三

本号で公布された法令のあらまし

◇政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百九十三号）（総務省）
第1　政治資金規正法施行令の一部改正
1　特定パーティー開催団体に係る読替規定の整備を行う。（第九条第一項関係）
2　確認書の写しの交付の方法を定める。（第十八条関係）
第2　政党助成法施行令の一部改正
公表対象報告文書の写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等について定める。（第七条～第九条関係）
第3　施行期日等
1　この政令は、令和八年一月一日から施行するものとする。ただし、前記第1の1の事項（政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項に限る。）の改正規定は令和七年十月一日から、附則第二項の規定は令和九年一月一日から、それぞれ施行する。（附則第一項関係）
2　その他所要の規定の整備を行う。

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十四号）（経済産業省）
不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百九十五号）（農林水産省）
漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十六号）（農林水産省）
1　改正内容
(1)　漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合を百分の九十から百分の九十五に改定するものとする。（第二十二条の二関係）
(2)　その他所要の規定の整理を行う。

2　施行期日等

この政令は、漁業災害補償法施行令の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十七号）（総務省）

1　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付等を受けようとする者が納める手数料の額を改めるとともに、電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合の手数料の額を定める。（本則関係）

2　この政令は、令和七年十一月五日から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十八号）（防衛省）

1　令和七年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四千四百二十一万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九百八十万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九百七十九万円とすること。（別表第十一関係）

2　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇日本学術会議法施行令（政令第二百九十九号）（内閣府本府）

1　教育公務員及び研究公務員の範囲

⑴　日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第九条第五項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。⑵において同じ。）の政令で定める教育公務員は、学校教育法の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。（第一条第一項関係）

⑵　法第九条第五項の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。（第一条第二項関係）

2　積立金の処分に係る認可及び承認の手続

⑴　日本学術会議（以下「会議」という。）は、法第四十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、同項に規定する最後の事業年度（⑶及び３において「期間最終事業年度」という。）の末日までに、法第四十七条第一項に規定する次の中期的な活動計画に係る期間における積立金の使途その他内閣府令で定める事項を定めた積立金充当方法書を内閣総理大臣に提出しなければならない。（第二条第一項関係）

⑵　会議は、法第四十七条第一項の規定による承認を受けようとするときは、同項に規定する次の中期的な活動計画に係る期間の最初の事業年度の六月二十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。（第二条第二項関係）

イ　法第四十七条第一項の規定による承認を受けようとする金額

ロ　イの金額を財源に充てようとする業務の内容

⑶　⑵の申請書には、期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。（第二条第三項関係）

3　国庫納付金の納付の手続等

⑴　会議は、法第四十七条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この３において「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、２の⑵の申請書を提出したときは、これに添付した２の⑶に規定する書類を重ねて提出することを要しない。（第三条第一項関係）

⑵　内閣総理大臣は、⑴の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。（第三条第二項関係）

⑶　国庫納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。（第三条第三項関係）

⑷　国庫納付金は、一般会計に帰属する。（第三条第四項関係）

4　不要財産に係る国庫納付等

法第五十二条において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第五項に規定する事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第三章（第五条及び第七条を除く。）の規定を準用する。（第四条関係）

5　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年十月一日（一部の規定については公布の日）から施行する。（附則第一条関係）

⑵　会議の成立の時において承継される権利義務を定める。（附則第二条関係）

⑶　権利義務の承継に係る資産及び負債並びに権利義務の承継によるみなし出資に関し必要な事項を定める。（附則第三条及び第四条関係）

⑷　評価委員の任命等に関し必要な事項を定める。（附則第五条関係）

⑸　国有財産の無償使用に関し必要な事項を定める。（附則第六条関係）

⑹　⑵から⑸までのほか、会議を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合の取扱い等、所要の経過措置を定める。

⑺　日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号）を廃止する。（附則第十一条関係）

⑻　内閣府本府組織令について所要の改正を行う。（附則第十二条関係）

◇日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　「文民構成員」、「部隊」、「訪問部隊」等の定義を定める。（第一条関係）

2　この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。（第二条関係）

3　接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。（第三条関係）

4　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるものに関する事項について適用する。（第四条関係）

5　接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。（第五条関係）

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除され、また、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。（第六条関係）

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。（第七条関係）

8　接受国は、訪問部隊及び文民構成員が協力活動の実施のために必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての派遣国の要請に対処するために妥当な努力を払う。この協定のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の領域において軍事施設を設置するための根拠となるものと解してはならない。（第八条関係）

9　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。（第九条関係）

10　接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。（第十条関係）

11　派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許、証明書及び資格であって最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められる。訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のための治療を行ってはならない。（第十一条関係）

12　訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。（第十二条関係）

13　訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。（第十三条関係）

14　訪問部隊は、接受国において協力活動を実施するため、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。（第十四条関係）

15　接受国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとる。各締約国は、自国の法令等に従い、この協定に従って他方の締約国が伝達する全ての秘密情報を保護するため等の適当な措置をとる。（第十五条関係）

16　訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。（第十六条関係）

17　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によって認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。（第十七条関係）

18　各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。（第十八条関係）

19　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。（第十九条関係）

20　両締約国は、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。（第二十条関係）

21　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を行使する権利を有する。裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。（第二十一条関係）

22　派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によって権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。（第二十二条関係）

23　各締約国は、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡について、当該損害又は当該負傷若しくは死亡がこの協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。（第二十三条関係）

24　両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機等が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。（第二十四条関係）

25　各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。（第二十五条関係）

26　両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用等を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。（第二十六条関係）

27　この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができる。（第二十七条関係）

28　この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。（第二十八条関係）

29　この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。（第二十九条関係）

30　派遣国は、第二十一条の規定のうち逮捕及び引渡し等についての援助に関するものの実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。両締約国は、同条に規定する逮捕及び引渡しについての援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。（附属書関係）

政　令

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十三号

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の施行に伴い、並びに政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十八条の二第二項及び第三十三条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第六項及び第四十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項中「当該公職の候補者に係る公職の種類」の下に「、当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類」を加え、同表第九条第一項第一号の項を次のように改める。

第九条第一項第一号		
次に掲げる事項	次に掲げる事項（二を除く。）	
寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）	寄附	
、当該寄附を	並びに当該寄附を	
その旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨	その旨	

第九条第一項の表第十二条第一項第一号の項を次のように改める。

第十二条第一項第一号		
次に掲げる事項	次に掲げる事項（二を除く。）	
、当該寄附を	並びに当該寄附を	
その旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨	その旨	
収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）	収入	

第九条第一項の表第十二条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第十二条第一項第二号の二	翌年への繰越しの金額	第一号に規定する全ての収入の総額から前号に規定する全ての支出の総額を控除した金額

第九条第一項の表第十七条第四項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二第三項」に改める。

第十八条中「又は法」を「、法」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書」を加える。

（政党助成法施行令の一部改正）

第二条　政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「すべて」を「全て」に、「第十一条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第十一条を第十四条とし、第八条から第十条までを三条ずつ繰り下げる。

第七条中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（公表対象報告文書の写しの交付の方法）

第七条　法第三十二条第四項又は第五項の規定（第四号に掲げる方法による場合にあっては、これらの規定及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条第一項において「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項の規定）による公表対象報告文書（法第三十二条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は同条第三項に規定する都道府県提出文書をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。）の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあっては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあっては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（同号及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があった場合に限る。

一　公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付

二　公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

三　公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

四　公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

（公表対象報告文書の写しの交付に係る手数料の額）

第八条　法第三十二条第六項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求をする場合にあっては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一　前条第一号に掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円

二　前条第二号に掲げる交付　光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

三　前条第三号に掲げる交付　光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

四　前条第四号に掲げる方法　公表対象報告文書一枚につき十円

２　前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもってすることができる。

（公表対象報告文書の写しの送付の求め）

第九条　法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、公表対象報告文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

（総務省組織令の一部改正）

第三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三号中「その要旨の」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項の改正規定　令和七年十月一日

二　次項の規定　令和九年一月一日

（収支報告書の公表に関する経過措置）

２　政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の場合における第一条の規定による改正後の政治資金規正法施行令第十八条の規定の適用については、同条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と、「による報告書」とあるのは「による報告書、改正法附則第五条第四項の規定により当該報告書に併せて提出された書面」とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十五号

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十月一日とする。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十六号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。

第十一条中「すべて」を「全て」に、「法第百五条第一項第二号ハ」を「同項第二号ロ」に改める。

第十二条の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第二項」に改める。

第十八条の五第一項中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改め、同項ただし書中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第四項中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改める。

第十八条の六第一号中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改める。

第十八条の七中「第百二十五条の三第一項第一号」を「第百二十五条の三第一項」に改める。

第十八条の九を削る。

第十八条の十中「第百二十五条の十一第三項」を「第百二十五条の十一第二項」に改め、同条を第十八条の九とする。

第二十二条の二中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第二十二条の四の表中「から第三項まで、第百十条第一項」及び「から第四項まで」を削り、「、第百二十五条の六第一項及び第二項、第百二十五条の八第一項、第百二十五条の十一第二項及び第三項、第百二十七条第一項並びに第百九十五条第一項第二号」を「及び第百二十七条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、共済契約者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とし、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済については、共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とする。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三項第二号中「若しくは第四項」及び「に掲げる組合員若しくは同号ハ」を削り、「かつ当該」を「、かつ、当該」に改め、同項第四号中「、法第百二十五条の三第一項第二号」を「、法第百二十五条の六第一項」に改め、「され、又は同条第二項の規定による法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みが」を削り、同条第四項第二号を削り、同項第三号中「第百五条第一項第二号ハ」を「第百五条第一項第二号ロ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十五条第一項第一号中「に掲げる組合員である場合には同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た数とし、共済契約者が同号ハ」を削り、同項第四号中「（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た柵数）」、「（当該共済契約者が同号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た台数。次項第四号並びに別表第四十四号から第四十六号まで、第四十八号及び第四十九号において同じ。）」及び「（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た面数。別表第四十七号において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「、同号ロに掲げる組合員又は同号ハ」を「又は同号ロ」に、「かつ当該」を「、かつ、当該」に改め、「（共済契約者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）」を削り、同項第四号中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改め、「又は同号に掲げる組合員」及び「（共済契約者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）」を削る。

第二十八条の表第八十五条第一項の項、第八十五条第二項の項及び第九十一条第四項の項中「に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハ」及び「、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を削る。

附　則

この政令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十七号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の九の項中「一、三五〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の備考中「登録の更新の申請」を「同法第三条第八号に規定する申請等」に、「一六、八〇〇円」を「一六、八〇〇円」と、八の項中「一、九〇〇円」とあるのは「一、七五〇円」と、九の項中「一、五五〇円」とあるのは「一、四〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十一月五日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十八号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十八年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和七年三月	四千四百二十一万円

別表第十一ロの表平成三十一年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和七年三月	九百八十万円

別表第十一ハの表平成三十一年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和七年三月	九百七十九万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

日本学術会議法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十九号

日本学術会議法施行令

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第九条第五項（同法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第三項、同法第五十二条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第五項並びに日本学術会議法附則第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十条並びに第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員及び研究公務員の範囲）

第一条　日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第九条第五項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

2　法第九条第五項の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

（積立金の処分に係る認可及び承認の手続）

第二条　日本学術会議（以下「会議」という。）は、法第四十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、同項に規定する最後の事業年度（第三項及び次条において「期間最終事業年度」という。）の末日までに、法第四十七条第一項に規定する次の中期的な活動計画に係る期間における積立金の使途その他内閣府令で定める事項を定めた積立金充当方法書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　会議は、法第四十七条第一項の規定による承認を受けようとするときは、同項に規定する次の中期的な活動計画に係る期間の最初の事業年度の六月二十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第四十七条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

3　前項の申請書には、期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続等）

第三条　会議は、法第四十七条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条において「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、前条第二項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　内閣総理大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3　国庫納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

4　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四条　法第五十二条において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第五項に規定する事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第三章（第五条及び第七条を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	通則法第四十六条の二第一項の	日本学術会議法第五十二条において準用する通則法（以下「準用通則法」という。）第四十六条の二第一項本文の
	ついて、通則法	ついて、準用通則法
第四条第二項	通則法	準用通則法
第六条第一項	通則法第四十六条の二第二項	準用通則法第四十六条の二第二項本文
第六条第二項及び第四項並びに第八条	通則法	準用通則法
第九条第一項	通則法第四十六条の二第一項	準用通則法第四十六条の二第一項本文
	同条第二項	同条第二項本文
第十条第一項及び第二項	通則法	準用通則法

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（会議の成立の時において承継される権利義務）

第二条　法附則第十八条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　会議の成立の際現に現行日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号。附則第五条第三項において「現行日学法」という。）に規定する日本学術会議をいう。以下同じ。）に使用されている物品のうち内閣総理大臣が指定するものに関する権利及び義務

二　法第三十七条に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、内閣総理大臣が指定するもの

（権利義務の承継に係る資産及び負債）

第三条　法附則第十八条第二項の政令で定める資産は、同条第一項の規定により会議が承継した権利に係る資産のうち内閣総理大臣が指定するものとする。

2　法附則第十八条第二項の政令で定める負債は、同条第一項の規定により会議が承継した義務に係る負債のうち内閣総理大臣が指定するものとする。

（権利義務の承継によるみなし出資）

第四条　法附則第十八条第一項の規定により会議が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から会議に対し出資されたものとする。

（評価委員の任命等）

第五条　法附則第十八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一　内閣府の職員　一人

二　財務省の職員　一人

三　会議の役員（会議が成立するまでの間は、法附則第九条第一項の設立委員）　一人

四　学識経験のある者　二人

2　法附則第十八条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　法附則第十八条第三項の規定による評価に関する庶務は、内閣府大臣官房企画調整課（令和八年九月三十日までの間は、現行日学法第十六条第一項に規定する事務局）において処理する。

（国有財産の無償使用）

第六条　法附則第十九条の政令で定める国有財産は、会議の成立の際現に専ら現行日本学術会議に使用されている土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）とする。

2　前項に規定する国有財産については、法附則第九条第四項に規定する会長職務代行者が会議の成立前に申請したときに限り、会議に対し、無償で使用させることができる。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の適用）

第七条　法附則第二十条の規定により会議を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「日本学術会議を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「日本学術会議」と、同法第五条第一項中「行政庁は」とあるのは「日本学術会議は」と、「当該行政庁」とあるのは「日本学術会議」と、同条第三項及び同法第六条中「行政庁」とあるのは「日本学術会議」と、同法第八条中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「日本学術会議」とする。

（内閣総理大臣への再就職の届出に関する経過措置）

第八条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十四第二項の規定は、法附則第十二条の規定により会議の職員となった場合については、適用しない。

（現行日本学術会議の行政文書に係る独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第九条　会議の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき、現行日本学術会議の所掌事務に係る同項に規定する行政文書に関して、内閣総理大臣（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び内閣総理大臣に対してされた行為は、会議の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）に基づき会議がした行為及び会議に対してされた行為とみなす。

（現行日本学術会議の保有個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第十条　会議の成立前に個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定（同法第六十条第一項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づき、現行日本学術会議の所掌事務に係る同項に規定する保有個人情報に関して、内閣総理大臣（同法第百二十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び内閣総理大臣に対してされた行為は、会議の成立後は、同法の規定に基づき会議がした行為及び会議に対してされた行為とみなす。

（日本学術会議法施行令の廃止）

第十一条　日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号）は、廃止する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十六　日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

第十四条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

内閣総理大臣　石破　茂

条約

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第八号

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

日本国及びフィリピン共和国（以下個別に「締約国」といい、「両締約国」と総称する。）は、

地域及び世界の平和及び安定並びに法の支配に基づく国際秩序に関する両締約国の共通の利益を認識し、

国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、

互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、

訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、

国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であって、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの（接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b)　「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、フィリピン共和国についてはフィリピンの軍隊をいう。

(c)　「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であって、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定める協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。

(d)　訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。

(e)　「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であって、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。

(f)　「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成員がその領域に所在する締約国又は文脈により当該締約国の領域をいう。

(g)　「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が属する締約国をいう。

第二条　目的

この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。

第三条　法令の尊重

接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。

第四条　適用可能性

1　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であって接受国において実施されるものに関する事項について適用する。第二十三条1の規定及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の規定は、部隊が接受国における協力活動の実施に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及び上空に所在することとなる場合には、当該水域及び上空において実施される協力活動についても適用する。この協定のいかなる規定も、一方の締約国の部隊が他方の締約国の領域においてその同意を得ることなく活動を実施するための根拠となるものと解してはならない。

2　両締約国は、次のことを確保するため、自国の法令に従って協力し、及び必要な場合には適当な措置をとる。

(a)　協力活動が接受国の国家的利益又は接受国の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及ぼさないこと。

(b)　協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払って行われること。

(c)　協力活動が接受国への、接受国からの又は接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交通を不必要に妨げないこと。

3　この協定は、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊として行動する間のフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動についても適用しない。

4　この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるものではない。

第五条　訪問部隊の構成員、船舶、航空機及び公用車両のアクセス及び移動

1　接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。

2　1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協力活動のため、第八条の規定に従って訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのものの間の移動を認められる。

3　2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が使用する経路について事前に協議する。接受国は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス並びにこれらのものの通過を禁止することができる。

4　訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらのものの使用のため、租税、入港料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

5　公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用のため、租税、道路使用料、手数料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の車両に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

6　訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従って強制水先に服するものとし、水先人を使用する場合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支払う。

7　この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。

第六条　入国及び出国

1　派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。

2　1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

3　2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。

4　訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a)　(b)　派遣国が発給する有効な旅券又は防衛隊の身分証明書

(a)　(b)　その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

5　文民構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a)　(b)　有効な旅券

(a)　(b)　その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。

8　接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない者が接受国にいる間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a)　(b)　必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。

(b)　(a)　接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

9　接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a)　その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

(b)　(a)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

(c)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。

(b)　(a)　その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

(b)　(a)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

10　派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。

第七条　輸入及び輸出

1　この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は輸出に当たって納付すべき租税、手数料、課徴金又は調整金（売上税、関税、消費税並びに物品及びサービス税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の使用料にすぎないものを除く。

2　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。

(a)　調査及び関連する職務を行う権利

(b)　訪問部隊の構成員又は文民構成員を捜索する権利

(c)　手荷物、貨物及び車両を検査する権利

(d)　物件を差し押さえる権利（当該物件は、両締約国間における協議の後、派遣国に還付されることがある。）

3　2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。

4　派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。

5　訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、全ての資材、需品及び備品であって、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は文民構成員による売却を目的としていないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品（自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。）を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。

(a)　当該個人用品が、接受国が定める手続（接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。）に従って輸入されること。

(b)　当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c)　当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によって引き続き使用され、所有され、及び占有されること。

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、一台の自動車を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。

8　5から7までの規定により税の免除を受けて輸入された品目は、

(a)　税の免除を受けて輸出することができる。もっとも、接受国の関係当局は、輸出される品目が5から7までに定める条件に従って輸入されたことの確認を求めることができる。

(b)　税の免除を受けて当該品目を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令（そのように処分される品目について納付すべき税の納税義務に関するものを含む。）に従って行われる場合は、この限りでない。

9　5から7までの規定によって与えられる免除は、品目の輸入及び輸出についてのみ適用するものとし、税が既に徴収された品目を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。

10　派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。

第八条　施設、区域及び関連する役務

1　派遣国は、接受国における協力活動の実施のために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために妥当な努力を払う。当該アクセス及び当該利用のための条件は、派遣国との協議を通じて接受国が決定する。

2　接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。

3　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の領域において軍事施設を設置するための根拠となるものと解してはならない。

第九条　公益事業及び公共の役務並びに電気通信及び情報システム

1　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。

2　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。

3　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。

第十条　運転免許証及び車両の登録

1　接受国は、自国における車両の運転のための最低年齢に関する要件に従うことを条件として、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。

2　公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。

3　公用車両（接受国において賃借される車両を除く。）には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もっとも、接受国によって登録されることを要求されない。

4　訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同一の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。

第十一条　免許、証明書及び資格を要する公務の執行

1　派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許、証明書及び資格であって最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、2の規定及び必要に応じて接受国が定める手続に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められる。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国において訪問部隊の構成員及び文民構成員のために治療を行うこと、医薬品を処方し、及び調剤すること並びに医療用製品又は医療機器を使用することを認められる。当該医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のために治療を行ってはならず、医薬品を処方し、又は調剤してはならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。

第十二条　武器及び弾薬の携帯

訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。

第十三条　制服

訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。

第十四条　武器、弾薬、爆発物及び危険物

1　訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。

2　1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。

3　派遣国は、接受国における協力活動のために輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

第十五条　個人情報及び秘密情報の保護

1　接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとる。

2　各締約国は、自国の法令並びに適用可能な情報の保護に関する両締約国間の協定及び取決めに従い、この協定に従って他方の締約国が伝達する全ての秘密情報を保護するための適当な措置並びに当該他方の締約国の書面による事前の同意を得ないで、当該秘密情報を第三者に開示せず、又は伝達せず、及び当該秘密情報が提供された目的以外の目的のために当該秘密情報を使用しないための適当な措置をとる。

第十六条　協力活動の実施のための健康上の適性

1　派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施することに健康上適していることを確保する。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

第十七条　資材の取得又は利用に対する租税及び現地の労働者

1　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によって認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2　1の規定に基づき特恵的な待遇を受ける資材、需品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、そのような条件で当該資材、需品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。

3　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、需品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に係る特恵的な待遇をこの条の規定を理由として享有することはない。

4　訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

第十八条　費用

1　各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2　両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条　外国為替及び租税を納付する義務

1　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に関係する両締約国間の協定（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の条約を含む。）により規律される。

第二十条　環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護

1　両締約国は、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請により、関係法令並びに接受国において環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題に関する適当な情報を交換する。

3　訪問部隊及び文民構成員は、協力活動の実施に当たり、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に関する接受国の関係法令を尊重する。

4　派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条1の規定による両締約国間における協議の後、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかにとる。

第二十一条　指揮及び管理並びに刑事及び懲戒の裁判権

1　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び全般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2　この条の規定に従うことを条件として、

(a)　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を接受国内で行使する権利を有する。

(b)　接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国内で犯す罪であって接受国の法令によって罰することができるものについて刑事裁判権を有する。

3　(a)　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって罰することができる罪であって接受国の法令によっては罰することができないもの（派遣国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b)　接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国の法令によって罰することができる罪であって派遣国の法令によっては罰することができないもの（接受国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c)　この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に関する罪には、次のものを含む。

(i)　当該締約国に対する反逆

(ii)　妨害行為（サボタージュ）、諜報（ちょう）行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

4　(a)　派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i)　専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii)　公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b)　その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c)　裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(d)　裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があったときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

5　(a)　両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従って裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。

(b)　(a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c)　接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。

6 (a) 両締約国の当局は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、可能な限り相互に援助する。ただし、当該物件の引渡しは、引渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができるものとする。

(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c) 両締約国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について相互に通報する。

7 被告人がこの条の規定に従って一方の締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。

8 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的手続により当該証人を求める権利

(e) 自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利

(f) 派遣国の代表者と連絡する権利及び裁判所の規則が認めるときは自己の裁判に当該代表者を立ち会わせる権利

(g) 自己の裁判に出席する権利。裁判は、公開で行う。ただし、この8に定める最低限度の基準に影響を及ぼすことなく、裁判所が公の秩序、公共の安全又は公衆の道徳を理由として決定するときは、他の者を出席させないことができるものとする。

(h) 接受国の法令に従うことを条件として保釈される権利

(i) 自己に不利益な供述を強要されない権利

(j) 実行の時に接受国の法令により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされない権利

9 接受国は、千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約第三十六条1の規定に従い、派遣国の領事官に対し、留置され、勾留され、又は拘禁されている訪問部隊の構成員又は文民構成員を訪問する権利を与える。前段に規定する権利は、同条2の規定に従って行使する。

10 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪についても適用しない。

第二十二条　施設及び区域の安全並びに警務隊

1 両締約国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の安全並びに訪問部隊及び文民構成員の財産、公務上の記録及び情報の安全を確保するため、接受国の法令に従って協力し、及び適当な措置をとる。

2 派遣国は、3の規定に従うことを条件として、訪問部隊内に警務隊を保持する権利を有する。

3 派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によって権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。

1 **第二十三条**　請求権

各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。

(a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害（利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。）及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによって生じたと両締約国が相互に決定する場合を除く。

(i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合

(ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であって当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合

(b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであった場合に限る。

2 1(a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによって生じたと両締約国が相互に決定する場合には、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。両締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。

3 両締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1(a)に規定するようにして生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たすために要した費用は、5(e)の規定に従って両締約国が分担する。

4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有」するというときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。

(a) 船舶については、当該締約国が裸用船として賃借し、又は裸の条件で徴発した船舶

(b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機

5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従って処理する。

(a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従って提起し、審査し、解決し、又は裁判する。接受国は、裁判することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。

(b) 接受国によって申立人との間で合意され、又は裁判によって決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。

(c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処理について随時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。

(d) 接受国がこの5の規定に従って支払を行った各請求は、その明細及び(e)の規定による分担案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかった場合には、当該分担案は、派遣国が受諾したものとみなす。

(e) (a)から(d)までの規定に従って請求を満たすために要した費用（接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む。）は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が次のとおり分担する。

(i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。

(ii) 両締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができる場合には、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額のうち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。

(iii) 両締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合又は損害、負傷若しくは死亡が両締約国によって生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは死亡についていずれかの締約国の責任として特定することができない場合には、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額は、両締約国が均等に分担する。

(f) この5の規定に従って処理する各請求であって(e)の規定による比率に基づく分担案が(d)の規定に従って受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払った額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に接受国の通貨で行う。

(g) 請求を満たす額の接受国による支払（合意による解決に従って行われたものであるか接受国の権限のある裁判所による裁判に従って行われたものであるかを問わない。）又は支払を認めない旨の接受国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。

(h) 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、この協定に基づく協力活動に関連する公務の執行から生ずる事項については、接受国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。

(a) 民間の保険による塡補の対象となる車両の使用から生ずる請求権（当該保険による塡補の対象となる範囲に限る。）

(b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従って処理する。

(c) 船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権（5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。）。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。

7 両締約国は、関係当事者の間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であってこの条の他の規定の対象とならないもの（訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であって、接受国の領域において負傷若しくは死亡をもたらし、又は財産に対する損害を与えたものから生ずる請求権を含む。）について協議する。

8 両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。

9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。

10 両締約国は、自国の法令によって認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。

11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の動産であって訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。

12 派遣国は、5(h)に定める範囲を除くほか、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。

14 この条の規定の適用上、

(a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員（当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。

第二十四条　事故及び事件

1 一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。

2 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら訪問部隊及び文民構成員の使用若しくは役務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。

第二十五条　死亡事案

1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。

2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項（訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。）のための手続を定める。

第二十六条　特権の濫用

両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。

第二十七条　合同委員会

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置することができる。

3 合同委員会は、定期的に、及び必要に応じていずれかの締約国の要請により、会合する。

4 合同委員会は、各締約国の代表者をその共同議長とする。

5 合同委員会は、問題を解決することができない場合には、外交上の経路を通じた更なる検討のために、当該問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。

6 両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができる。

第二十八条　紛争の解決

この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。

第二十九条　最終規定

1 この協定中の条の見出しは、引用のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

2 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 この協定は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

4 (a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

(b) この協定の終了の後においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。

(c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。

5 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年七月八日にマニラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
上川陽子

フィリピン共和国のために
ギルベルト・テオドロ

附属書（第二十一条関係）

1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。

2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。

3 2に規定する場合を除くほか、一方の締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助を提供しないことを他方の締約国に認めることについての当該他方の締約国からの要請に対して好意的な考慮を払う。

4 2の規定に関し、一方の締約国の当局が第二十一条5(a)に規定する援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国と協議する。

5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国の当局が引渡しを求められている者の他方の締約国への引渡しについて援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請により、自国の法令によって認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する。

6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定に基づいて相互に援助する義務を負うが、いずれかの締約国の当局がこれらの規定によって認められる範囲内で援助を提供しない場合には、これを1に規定する妨害と解してはならない。

7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁され、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障に加え、次の手続上の保障を受ける。

(a) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留されず、又は拘禁されないものとし、正当な理由がなければ、拘禁されない。

(b) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されない。

(c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有する。

(d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権利を有する。

(e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己が必要と認めるときは、接受国の法令に従い、有能な通訳を用いる。

8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊の構成員又は文民構成員で接受国によって拘禁されているものに接見する権利を有する。

法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣　岩屋　毅
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
CONCERNING
THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION
BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE ARMED FORCES OF THE PHILIPPINES

Japan and the Republic of the Philippines (hereinafter referred to individually as a "Party" and collectively as the "Parties"),

Recognizing their shared interests in regional and global peace and stability and international order based on the rule of law;

Noting their mutual commitment to the peaceful settlement of international disputes and to the maintenance of international peace and security;

Desiring to deepen the security and defense relationship between the Parties by establishing a legal framework for facilitating mutually beneficial defense cooperation;

Desiring to define the status of the Visiting Force and the Civilian Component; and

Acknowledging their respective obligations under international law,

Have agreed as follows:

Article I
DEFINITIONS

For the purposes of this Agreement:

(a) "Civilian Component" means the civilian nationals of the Sending State accompanying the Visiting Force, who are employed by or in the service of the Visiting Force and who are neither ordinarily resident in the Receiving State nor contractors engaged by, or on behalf of, the Visiting Force;

(b) “Force” means in the case of Japan, the Self-Defense Forces, and in the case of the Republic of the Philippines, the Armed Forces of the Philippines;

(c) “Visiting Force” means the Force of a Party, which, with the consent of the other Party, is present in the territory of that other Party in connection with cooperative activities as referred to in paragraph 1 of Article IV;

(d) “member” in relation to the Visiting Force means any person who belongs to the Visiting Force;

(e) “Official Vehicle” means a motor vehicle (including a motorcycle or an armored vehicle) owned by or, unless otherwise indicated, on exclusive hire or lease to, the Sending State that is operated by a member of the Visiting Force or the Civilian Component for the purpose of performing official duties;

(f) “Receiving State” means the Party in whose territory the Visiting Force or the Civilian Component is present, or as the context requires, the territory of that Party; and

(g) “Sending State” means the Party to which the Visiting Force or the Civilian Component belongs.

Article II
PURPOSE

The purpose of this Agreement is to facilitate mutually beneficial defense cooperation between the Parties by establishing a framework for the conduct of such cooperation, and defining the status of the Visiting Force and the Civilian Component.

Article III
RESPECT FOR LAWS AND REGULATIONS

It is the duty of the Visiting Force and the Civilian Component and the members thereof to respect the laws and regulations of the Receiving State and to abstain from any activity inconsistent with the spirit of this Agreement, and, in particular, from any political activity in the Receiving State. It is also the duty of the Sending State to take necessary measures to that end.

Article IV
APPLICABILITY

1. This Agreement shall apply to matters regarding mutually determined cooperative activities conducted by the Forces (hereinafter referred to as “cooperative activities”) in the Receiving State. Paragraph 1 of Article XXIII and other provisions related to the settlement of claims under that paragraph shall also apply to cooperative activities conducted in waters and superjacent air space beyond the territory of any State where the presence of the Forces therein is incidental to the conduct of cooperative activities in the Receiving State. Nothing in this Agreement shall be construed as providing a basis for the Force of a Party to conduct activities in the territory of the other Party without its consent.

2. The Parties shall cooperate and, where required, take appropriate measures in accordance with their laws and regulations to ensure that cooperative activities:

(a) do not adversely impact upon the national interests of the Receiving State, or the readiness or capabilities of the Force of the Receiving State;

(b) are carried out with due regard for public safety; and

(c) do not interfere unnecessarily with navigation, aviation, telecommunication, or land travel to, from or within the Receiving State.

3. The provisions of this Agreement shall not apply to any activities conducted by the Armed Forces of the Philippines when acting as the United Nations forces under the Agreement Regarding the Status of the United Nations Forces in Japan, signed at Tokyo on February 19, 1954.

4. The provisions of this Agreement shall not limit or prejudice the implementation of any existing bilateral agreements in force between the Parties.

Article V
ACCESS AND MOVEMENT OF MEMBERS, VESSELS, AIRCRAFT AND OFFICIAL VEHICLES OF THE VISITING FORCE

1. Upon prior notification by the Sending State, the Receiving State shall, where appropriate, expeditiously grant through diplomatic channels clearances to the Sending State for access by the vessels or aircraft of the Visiting Force to ports or airports of the Receiving State.

2. For the purposes of cooperative activities, such vessels and aircraft of the Visiting Force and Official Vehicles as well as the members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be accorded access to and movement between facilities and areas that are made available to the Visiting Force and the Civilian Component pursuant to Article VIII.

3. For the purposes of paragraph 2, the Parties shall consult in advance on the routes to be used by the Visiting Force. The Receiving State may prescribe such routes to be used, impose restrictions on movements within the Receiving State and prohibit access to and passage through specified areas, air space and facilities.

4. Unless otherwise mutually determined by the Parties, the vessels and aircraft of the Visiting Force shall be under conditions comparable in respect of any tax, toll or similar charges (except those that are charges for services rendered) to those applicable under the laws and regulations of the Receiving State to the vessels and aircraft of the Force of the Receiving State for access to and the use of ports and airports within the Receiving State, in so far as the central government of the Receiving State may set those conditions.

5. Unless otherwise mutually determined by the Parties, Official Vehicles shall be under conditions comparable in respect of any tax, toll, fee or similar charges (except those that are charges for services rendered) to those applicable under the laws and regulations of the Receiving State to the vehicles of the Force of the Receiving State for the use of roads within the Receiving State, in so far as the central government of the Receiving State may set those conditions.

6. The vessels of the Visiting Force shall be subject to compulsory pilotage in accordance with the laws and regulations of the Receiving State, and if a pilot is taken, pilotage shall be paid for by the Sending State at appropriate rates.

7. For the purposes of this Article, the expression “of the Visiting Force” in relation to vessels or aircraft includes vessels and aircraft for the exclusive use or service of the Visiting Force and the Civilian Component.

Article VI
ENTRY AND DEPARTURE

1. The Sending State shall notify the Receiving State in advance of the identity of the persons entering and present in the Receiving State pursuant to this Agreement.

2. Subject to paragraph 1 and in compliance with any formalities set by the Receiving State relating to entry and departure, the members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be exempt from any requirements to apply for a visa on entering and departing the Receiving State, and shall be exempt from the laws and regulations of the Receiving State on the registration of foreign nationals, but shall not be considered as acquiring any rights of permanent residence or domicile in the Receiving State.

3. Such members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be permitted to perform their official duties in the Receiving State, but shall not be considered as acquiring any right to undertake additional work in the Receiving State beyond the requirements of their official duties.

4. Upon entry into or departure from the Receiving State, the members of the Visiting Force shall be in possession of the following documents:

(a) a valid passport or a defense service identity card issued by the Sending State; and

(b) an individual or collective travel certificate issued by the Sending State certifying the status of the individual or group as a member or members of the Visiting Force and the travel ordered.

5. Upon entry into or departure from the Receiving State, the members of the Civilian Component shall be in possession of the following documents:

(a) a valid passport; and

(b) an individual or collective travel certificate issued by the Sending State certifying the status of the individual or group as a member or members of the Civilian Component and the travel ordered.

6. For the purposes of their identification while in the Receiving State, the members of the Visiting Force and the Civilian Component shall present to the appropriate authorities of the Receiving State, upon request, their passports or defense service identity cards as well as their individual or collective travel certificate.

7. In all instances, entry into the Receiving State of the members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be subject to applicable laws and regulations of the Receiving State on biosecurity and quarantine.

8. If any person, other than a national of, or a person otherwise entitled to remain in, the Receiving State, ceases to be a member of the Visiting Force or the Civilian Component while in the Receiving State, the Sending State shall:

(a) promptly notify the Receiving State, giving such reasonable particulars as may be required;

(b) upon request from the Receiving State, promptly take reasonable steps necessary to effect the departure of that person from the Receiving State; and

(c) meet any reasonable costs incurred by the Receiving State in removing that person from the Receiving State.

9. If the Receiving State requests the removal from its territory of a member of the Visiting Force or the Civilian Component, other than a national of, or a person otherwise entitled to remain in, the Receiving State, the Sending State shall:

(a) promptly take reasonable steps necessary to effect the departure of that person from the Receiving State; and

(b) meet any reasonable costs incurred by the Receiving State in removing that person from the Receiving State.

10. The Sending State shall inform the Receiving State, giving such reasonable particulars as may be required, of any members of the Visiting Force and the Civilian Component who, after having been admitted to the Receiving State, absent themselves without approved leave for a period in excess of 48 hours.

Article VII
IMPORTATION AND EXPORTATION

1. For the purposes of this Article, “Duty” means any duty, tax, fee, charge or levy (including sales tax, customs duty, excise duty and goods and services tax) payable on importation or exportation except those that are no more than charges for services rendered.

2. Except as provided in this Agreement, the members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be subject to the applicable laws and regulations administered by the competent import and export authorities of the Receiving State. In particular, such authorities of the Receiving State shall have the right in accordance with the laws and regulations of the Receiving State, to:

(a) undertake investigations and related functions;

(b) search members of the Visiting Force or the Civilian Component;

(c) examine luggage, cargo and vehicles; and

(d) seize articles, which may be returned to the Sending State following consultation between the Parties.

3. For the purposes of paragraph 2, the Visiting Force and the customs authorities of the Receiving State shall assist each other, where necessary, in the conduct of investigations and seizure of articles.

4. Official documents under an official seal of the Sending State shall be inviolable. The package of such official documents shall be accompanied by a certificate issued by the Sending State confirming that only official documents are enclosed.

5. The Visiting Force may import into the Receiving State free of Duty all materials, supplies and equipment for the exclusive and official use of, but at the time of import not intended for sale by, the Visiting Force or the Civilian Component, to the extent permitted by the laws and regulations of the Receiving State. Where required by the authorities of the Receiving State, the Sending State shall submit to the appropriate authorities of the Receiving State necessary documents confirming that such materials, supplies and equipment are being imported for the exclusive and official use of the Visiting Force or the Civilian Component.

6. A member of the Visiting Force or the Civilian Component may import free of Duty reasonable quantities of personal effects, furniture and household goods (other than motor vehicles, cigarettes, cigars, tobacco and alcoholic beverages) (hereinafter referred to collectively as “personal items”) into the Receiving State, to the extent permitted by the laws and regulations of the Receiving State, provided that:

(a) the personal items are imported in compliance with any formalities set by the Receiving State, including where required by the authorities of the Receiving State the submission of necessary documents confirming that the personal items are for private use;

(b) the personal items are imported at the time of his or her first arrival to take up service in the Receiving State or within six months thereafter; and

(c) the personal items remain in his or her use, ownership and possession.

7. A member of the Visiting Force or the Civilian Component may import into the Receiving State one motor vehicle free of Duty provided that the same conditions as set out in paragraph 6 are met, to the extent permitted by the laws and regulations of the Receiving State. There is no obligation under this Article to grant exemption from other taxes payable in respect of such vehicle.

8. Items which have been imported free of Duty under paragraphs 5 to 7:

(a) may be exported free of Duty, provided that the appropriate authorities of the Receiving State may require verification that items exported have been imported under the conditions of paragraphs 5 to 7 as the case may be; and

(b) shall not be disposed of in the Receiving State to persons not entitled to import such items free of Duty unless otherwise authorized by the Receiving State and conducted in compliance with the laws and regulations of the Receiving State, including those concerning liability to pay any Duties payable on the items so disposed of.

9. The exemptions granted in paragraphs 5 to 7 shall apply only to the importation and exportation of items, as the case may be, and shall not be interpreted, in the case of purchases of items in the Receiving State on which Duties have already been collected, as requiring the refund of such Duties.

10. Subject to the other provisions of this Article, the Sending State shall take appropriate measures to ensure that the Visiting Force and the Civilian Component and the members thereof shall pay any Duties and fines due to the Receiving State.

Article VIII
FACILITIES, AREAS AND RELATED SERVICES

1. The Sending State may submit to the Receiving State requests for access to and use of facilities, areas and related services necessary for the Visiting Force and the Civilian Component for the conduct of cooperative activities in the Receiving State. The Receiving State shall make reasonable efforts to address such requests. The conditions of such access and use shall be determined by the Receiving State through consultation with the Sending State.

2. The Receiving State shall be responsible for the overall control of the facilities and areas made available to the Visiting Force and the Civilian Component.

3. Nothing in this Agreement shall be construed as providing a basis for a Party to establish its military facilities in the territory of the other Party.

Article IX
PUBLIC UTILITIES AND SERVICES AND
TELECOMMUNICATION AND INFORMATION SYSTEMS

1. With the prior consent of the Receiving State and subject to any arrangements that the Parties mutually determine as necessary, the Visiting Force and the Civilian Component may temporarily use for cooperative activities public utilities and services owned, controlled or regulated by the Receiving State under conditions no less favorable than those applicable to the Force of the Receiving State.

2. The Visiting Force and the Civilian Component may operate, in accordance with arrangements with the appropriate authorities of the Receiving State, telecommunication and information systems for official communications purposes in connection with cooperative activities.

3. The Visiting Force and the Civilian Component may use publicly offered communication services in the Receiving State, subject to the laws and regulations of the Receiving State and the respective terms and conditions set by service providers.

Article X
DRIVING LICENSES AND VEHICLE REGISTRATION

1. Subject to any minimum age requirement for operating a vehicle in the Receiving State, the Receiving State shall accept as valid, without a driving test or fee, the driving permit or license or defense service driving permit issued by the competent authorities of the Sending State to a member of the Visiting Force and the Civilian Component for the purpose of driving Official Vehicles.

2. For the purpose of driving vehicles other than Official Vehicles, an appropriate international driving permit, or a driving permit or license issued by the appropriate authority of the Receiving State, shall be obtained if required by the laws and regulations of the Receiving State.

3. Official Vehicles, excluding vehicles hired or leased in the Receiving State, shall carry, in addition to the registration number issued by the Sending State, a distinctive nationality mark, but shall not be required to be registered by the Receiving State.

4. Privately owned vehicles belonging to the members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be registered and carry the number plates issued by the appropriate authorities of the Receiving State under the same conditions as those applicable to the nationals of the Receiving State.

Article XI
PERFORMANCE OF OFFICIAL DUTIES REQUIRING LICENSES,
CERTIFICATES AND QUALIFICATIONS

1. Subject to paragraph 2 and in compliance with any formalities set by the Receiving State as necessary, the members of the Visiting Force and the Civilian Component with current and valid professional, technical or trade licenses, certificates and qualifications issued by the Sending State shall be allowed to perform their relevant official duties within the Receiving State.

2. Medical professionals, who are members of the Visiting Force or the Civilian Component, shall be allowed to provide medical treatment, prescribe and dispense medicinal drugs, and use medical products or devices in the Receiving State for the benefit of the members of the Visiting Force and the Civilian Component. Such medical professionals shall not provide medical treatment, prescribe or dispense medicinal drugs, or use medical products or devices for the benefit of the general public in the Receiving State without the prior consent of the Receiving State.

Article XII
CARRIAGE OF WEAPONS AND AMMUNITION

The members of the Visiting Force may possess and carry weapons and ammunition when they are authorized to do so by orders issued by the Sending State and in circumstances approved by the Receiving State for the conduct of cooperative activities.

Article XIII
UNIFORMS

The members of the Visiting Force shall be permitted to wear their uniform and defense service insignia while performing their official duties.

Article XIV
WEAPONS, AMMUNITION, EXPLOSIVES AND DANGEROUS GOODS

1. Subject to the provisions of this Article, the Visiting Force may transport, store and handle weapons, ammunition, explosives and dangerous goods, for the conduct of cooperative activities in the Receiving State.

2. Such weapons, ammunition, explosives and dangerous goods shall be transported, stored and handled by the Visiting Force under the responsibility of the Sending State, in accordance with the procedures and requirements determined by the Receiving State.

3. The Sending State shall notify the Receiving State in advance of the types, quantities and transportation schedule of any such weapons, ammunition, explosives and dangerous goods to be imported for the purposes of cooperative activities in the Receiving State.

Article XV
PROTECTION OF PERSONAL AND CLASSIFIED INFORMATION

1. The Receiving State shall take appropriate measures to protect the personal information of the members of the Visiting Force and the Civilian Component in accordance with the laws and regulations of the Receiving State.

2. Each Party shall, subject to its laws and regulations and in accordance with applicable security of information agreements and arrangements between the Parties, take appropriate measures to protect all classified information transmitted by the other Party pursuant to this Agreement and not to disclose or transmit such classified information to a third party nor to use it for a purpose other than that for which it is provided without the prior written consent of the other Party.

Article XVI
MEDICAL FITNESS FOR CONDUCTING COOPERATIVE ACTIVITIES

1. The Sending State shall ensure that the members of the Visiting Force and the Civilian Component are medically fit to conduct cooperative activities upon entry into the Receiving State.

2. Unless otherwise mutually determined by the Parties, any medical treatment or medical evacuation provided or arranged by the Receiving State for members of the Visiting Force or the Civilian Component shall be on a full cost-recovery basis.

Article XVII
TAXES ON ACQUISITION OR USE OF MATERIALS AND LOCAL LABOR

1. The Visiting Force and the Civilian Component may acquire or use materials, supplies, equipment and services in the Receiving State, for their own consumption or for the exclusive and official use of the Visiting Force or the Civilian Component, under conditions comparable in respect of any taxes, duties or similar charges on acquisition or the use of such materials, supplies, equipment and services to those applicable to the Force of the Receiving State, to the extent permitted by the laws and regulations of the Receiving State.

2. Such materials, supplies and equipment subject to the preferential treatment under paragraph 1 shall not be disposed of in the Receiving State to persons not entitled to acquire or use such materials, supplies and equipment under such condition, unless otherwise authorized by the Receiving State.

3. Neither members of the Visiting Force nor of the Civilian Component shall, by reason of this Article, enjoy any preferential treatment relating to personal acquisitions or use of materials, supplies, equipment and services in the Receiving State.

4. When the Visiting Force or the Civilian Component engages local labor in the Receiving State, the conditions of employment and work, the conditions for the protection of workers, and the rights of workers concerning labor relations shall comply with the laws and regulations of the Receiving State.

Article XVIII
COSTS

1. Unless otherwise mutually determined by the Parties, each Party shall, within the limits of its available resources, be responsible for its own costs of participation in the cooperative activities.

2. Where the Parties decide to share any costs of participation associated with the implementation of this Agreement or with the conduct of cooperative activities, such costs shall be shared on an equitable basis, taking into account the principle of proportionality, unless otherwise mutually determined by the Parties.

Article XIX
FOREIGN EXCHANGE AND LIABILITY FOR TAXES AND DUTIES

1. The members of the Visiting Force and the Civilian Component shall be subject to the laws and regulations of the Receiving State on foreign exchange, and, where applicable, to those of the Sending State.

2. The liability for taxes and duties, other than those for which other provisions are made under this Agreement, of a member of the Visiting Force or the Civilian Component shall be governed by the applicable laws and regulations of the Parties, as well as any agreement between the Parties in relation to such taxes or duties, including any convention between the Parties for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion with respect to taxes on income.

Article XX
PROTECTION OF THE ENVIRONMENT, CULTURAL AND INDIGENOUS PEOPLES' HERITAGE AND HUMAN HEALTH AND SAFETY

1. The Parties shall implement this Agreement in a manner consistent with the protection of the environment, cultural and indigenous peoples' heritage and human health and safety.

2. Upon request from either Party, the Parties shall exchange appropriate information on relevant laws and regulations and issues that could affect the environment, cultural and indigenous peoples' heritage and human health and safety in the Receiving State.

3. When conducting cooperative activities, the Visiting Force and the Civilian Component shall respect applicable laws and regulations of the Receiving State on the protection of the environment, cultural and indigenous peoples' heritage and human health and safety.

4. The Sending State shall, in cooperation with the Receiving State, promptly take appropriate measures to address any damage or potential damage to the environment, cultural and indigenous peoples' heritage and human health and safety, having regard to the laws and regulations of the Receiving State and following consultation between the Parties in accordance with paragraph 1 of Article XXVII.

Article XXI
COMMAND AND CONTROL AND
CRIMINAL AND DISCIPLINARY JURISDICTION

1. The members of the Visiting Force and the Civilian Component shall remain at all times under the national command and overall control of the Sending State in accordance with its laws and regulations.

2. Subject to the provisions of this Article:

(a) the authorities of the Sending State shall have the right to exercise within the Receiving State all criminal and disciplinary jurisdiction conferred on them by the law of the Sending State over the members of the Visiting Force and the Civilian Component; and

(b) the authorities of the Receiving State shall have criminal jurisdiction over the members of the Visiting Force and the Civilian Component with respect to offenses committed within the Receiving State and punishable by the law of the Receiving State.

3. (a) The authorities of the Sending State shall have the right to exercise exclusive jurisdiction over the members of the Visiting Force and the Civilian Component with respect to offenses, including offenses relating to the security of the Sending State, punishable by the law of the Sending State but not by the law of the Receiving State.

(b) The authorities of the Receiving State shall have the right to exercise exclusive jurisdiction over the members of the Visiting Force and the Civilian Component with respect to offenses, including offenses relating to the security of the Receiving State, punishable by the law of the Receiving State but not by the law of the Sending State.

(c) For the purposes of this paragraph and paragraph 4, a security offense against a Party shall include:

(i) treason against that Party; and

(ii) sabotage, espionage or violation of any law relating to official secrets of that Party, or secrets relating to the national defense of that Party.

4. In cases where the right to exercise jurisdiction is concurrent, the following rules shall apply:

(a) the authorities of the Sending State shall have the primary right to exercise jurisdiction over the members of the Visiting Force and the Civilian Component in relation to:

(i) offenses solely against the property or security of the Sending State, or offenses solely against the person or property of another member of the Visiting Force or the Civilian Component; or

(ii) offenses arising out of any act or omission done in the performance of official duties;

(b) in the case of any other offense, the authorities of the Receiving State shall have the primary right to exercise jurisdiction;

(c) if the Party having the primary right to exercise jurisdiction decides not to exercise jurisdiction, it shall notify the authorities of the other Party as soon as practicable; and

(d) the authorities of the Party having the primary right to exercise jurisdiction shall give sympathetic consideration to a request from the authorities of the other Party for a waiver of its right in cases where that other Party considers such waiver to be of particular importance.

5. (a) Unless otherwise mutually determined by the Parties, the authorities of the Parties shall assist each other in the arrest of members of the Visiting Force or the Civilian Component in the Receiving State and in handing them over to the authority which is to exercise jurisdiction in accordance with paragraphs 2 to 4.

(b) With regard to subparagraph (a), if a Party seeks to refuse such assistance, that Party shall immediately consult with the other Party to consider whether such assistance can be provided.

(c) The authorities of the Receiving State shall promptly notify the authorities of the Sending State of the arrest of any member of the Visiting Force or the Civilian Component.

6. (a) The authorities of the Parties shall assist each other, to the extent possible, in the carrying out of all necessary investigations into offenses allegedly committed by a member of the Visiting Force or the Civilian Component, and in the collection and production of evidence, including the seizure and, in proper cases, the handing over of objects connected with an offense. The handing over of such objects may, however, be made subject to their return within the time specified by the authority delivering them.

(b) With regard to subparagraph (a), if a Party seeks to refuse such assistance, that Party shall immediately consult with the other Party to consider whether such assistance can be provided.

(c) The authorities of the Parties shall notify each other of the disposition of all cases in which there are concurrent rights to exercise jurisdiction.

7. Where an accused has been tried in accordance with the provisions of this Article by the authorities of a Party and has been acquitted, or has been convicted and is serving, or has served, his or her sentence or has been pardoned, he or she may not be tried again for the same offense by the authorities of the other Party. Nothing in this paragraph shall prevent the authorities of the Sending State from trying a member of the Visiting Force or the Civilian Component for any violation of rules of discipline arising from an act or omission which constituted an offense for which he or she was tried by the authorities of the Receiving State.

8. Whenever a member of the Visiting Force or the Civilian Component is prosecuted under the jurisdiction of the Receiving State, the person shall be entitled:

(a) to a prompt and speedy trial;

(b) to be informed in advance of the trial of the specific charge or charges made against the person in order to have reasonable time to prepare a defense;

(c) to be confronted with the witnesses against the person;

(d) to present evidence in his or her own defense and to have a compulsory process for obtaining witnesses if the witnesses are within the jurisdiction of the Receiving State;

(e) to have legal representation of his or her own choice for his or her defense or to have free or assisted legal representation under the conditions prevailing in the Receiving State;

(f) to communicate with a representative of the Sending State and, when the rules of the court permit, to have such a representative present at his or her trial;

(g) to be present at his or her trial, which shall be public. However, without prejudice to the minimum standards listed in this paragraph, any other person may be excluded if the court so decides for reasons of public order, security or morality;

(h) to bail, subject to the laws and regulations of the Receiving State;

(i) not to be compelled to testify against himself or herself; and

(j) not to be held guilty of a criminal offense on account of any act or omission which did not constitute a criminal offense under the law of the Receiving State at the time it was committed.

9. The Receiving State shall, in accordance with paragraph 1 of Article 36 of the Vienna Convention on Consular Relations of April 24, 1963, grant consular officers of the Sending State the right to visit a member of the Visiting Force or the Civilian Component who is in prison, custody or detention. The right referred to in the previous sentence shall be exercised in accordance with paragraph 2 of Article 36 of the said Convention.

10. The provisions of this Article shall not apply to any offenses committed before the entry into force of this Agreement.

Article XXII
SECURITY OF FACILITIES AND AREAS AND MILITARY POLICE

1. The Parties shall cooperate and take appropriate measures in accordance with the laws and regulations of the Receiving State to ensure the security of the facilities and areas made available to the Visiting Force and the Civilian Component and of their property, official records and information.

2. Subject to paragraph 3, the Sending State shall have the right to maintain military police within the Visiting Force.

3. The military police of the Sending State shall be employed only subject to arrangements with the authorities of the Receiving State and in liaison with those authorities, and in so far as such employment is necessary to maintain discipline and order among the members of the Visiting Force and, if empowered by the law of the Sending State to do so, the Civilian Component.

Article XXIII
CLAIMS

1. Each Party shall waive all its claims against the other Party:

(a) for damage including loss of use (hereinafter referred to in this Article as "damage") to property owned by the former Party and used by its Force or civilian personnel, or for injury or death suffered by a member of its Force or civilian personnel while engaged in the performance of official duties, provided that such damage or such injury or death:

(i) was caused by a member of the Force or civilian personnel of the other Party while engaged in the performance of official duties in connection with cooperative activities pursuant to this Agreement; or

(ii) arose from the use of any vehicle, vessel or aircraft owned by the other Party and being used by its Force or civilian personnel for the performance of official duties in connection with cooperative activities pursuant to this Agreement,

except where such damage or such injury or death is mutually determined by the Parties to have resulted solely from gross negligence or willful misconduct of a member of the Force or civilian personnel of that other Party; and

(b) for maritime salvage, provided that the vessel or cargo salvaged was owned by a Party and being used by its Force for official purposes in connection with cooperative activities pursuant to this Agreement.

2. Where for the purposes of paragraph 1(a) the Parties mutually determine that a claim for damage, injury or death resulted solely from the gross negligence or willful misconduct of a member of the Force or civilian personnel of either Party, such determination shall be conclusive of that fact and the Party to which that member of the Force or civilian personnel belongs shall be solely responsible for the costs of any liability for that claim. The Parties shall consult on the final amount payable by the responsible Party in satisfaction of the claim.

3. The Parties shall consult on the settlement of any other claims by a Party against the other Party for damage caused or arising as stated in paragraph 1(a) to other property owned by the former Party. The cost incurred in satisfying such claims shall be distributed between the Parties in accordance with paragraph 5(e).

4. For the purposes of paragraphs 1 and 3, the expression "owned by a Party":

(a) in the case of a vessel, includes a vessel on bare boat charter to that Party or requisitioned by it on bare boat terms; or

(b) in the case of a vehicle or aircraft, includes a vehicle or aircraft on exclusive hire or lease or charter to that Party,

except to the extent that the risk of loss or liability is borne by some person other than such Party.

5. Claims arising out of acts or omissions of members of the Visiting Force or the Civilian Component done in the performance of official duties, or out of any other act, omission or occurrence for which the Visiting Force is legally responsible, and causing damage to property and/or injury or death in the Receiving State to third parties shall be dealt with by the Receiving State in accordance with the following provisions:

(a) all claims shall be filed, considered and settled or adjudicated in accordance with the laws and regulations of the Receiving State applicable to claims arising from the activities of its own Force. The Receiving State shall settle the claims in consultation with the Sending State, except when the claims are to be adjudicated;

(b) payment of the amount agreed upon by the Receiving State with the claimant or determined by adjudication shall be made by the Receiving State in its currency within the shortest possible time;

(c) the Receiving State shall notify the Sending State of the particulars of all claims and shall keep the Sending State informed of its dealings with the claim. The Receiving State shall take into consideration the reasonable instructions of the Sending State as to the defense or settlement of the claim;

(d) every claim paid by the Receiving State under this paragraph shall be communicated to the Sending State, together with full particulars and a proposed distribution in conformity with subparagraph (e). In default of a reply from the Sending State within two months, the proposed distribution shall be regarded as having been accepted by the Sending State;

(e) unless otherwise mutually determined by the Parties, the cost incurred in satisfying claims, including the reasonable cost borne by the Receiving State in dealing with the claim pursuant to the preceding subparagraphs, shall be distributed between the Parties as follows:

(i) where either Party is solely responsible for the damage, injury or death, that Party alone shall meet the cost of the claim in full;

(ii) where both Parties are responsible for the damage, injury or death and can mutually determine the degree of respective responsibility, each Party shall meet the portion of the amount agreed upon for the settlement or determined by adjudication corresponding to the degree of its responsibility; and

(iii) where both Parties are responsible for the damage, injury or death and cannot mutually determine the degree of respective responsibility, or where the damage, injury or death was caused by both Parties and it is not possible to attribute responsibility for the damage, injury or death specifically to either Party, the amount agreed upon for the settlement or determined by adjudication shall be distributed equally between them;

(f) every half-year, a statement of the sums paid by the Receiving State in the course of the preceding half-yearly period in respect of every claim dealt with under this paragraph, regarding which the proposed distribution on a percentage basis under subparagraph (e) has been accepted under subparagraph (d), shall be sent to the Sending State, together with a request for reimbursement and payment details. Such reimbursement shall be made, in the currency of the Receiving State, within the shortest possible time, and at least within two months from the date of the receipt of the statement by the Sending State;

(g) payment of an amount in satisfaction of a claim by the Receiving State, whether made pursuant to a settlement or to adjudication of the case by a competent tribunal of the Receiving State or the final adjudication by such a tribunal denying payments, shall be binding and conclusive upon the Parties; and

(h) the members of the Visiting Force or the Civilian Component shall not be subject to any proceedings for the enforcement of any judgment given against them in the Receiving State in a matter arising from the performance of their official duties in connection with cooperative activities pursuant to this Agreement.

6. Paragraph 5 shall not apply to:

(a) claims arising out of the use of a vehicle which are covered by any private insurance and to the extent covered thereby;

(b) contractual claims. Claims arising under any contract shall be dealt with in accordance with the terms of the relevant contract; and

(c) except in so far as paragraph 5(e) applies to claims covered by paragraph 3, claims for damage to property arising out of or in connection with the navigation or operation of a ship or the loading, carriage, or discharge of cargo, other than claims for maritime matters as mutually determined by the Parties.

7. Unless otherwise settled by the parties concerned, the Parties shall consult on claims in connection with cooperative activities pursuant to this Agreement not otherwise covered by this Article, including those arising out of acts or omissions of members of the Visiting Force or the Civilian Component not done in the performance of official duties and causing injury or death and/or damage to property in the territory of the Receiving State.

8. Except to the extent that it is determined in the course of a claim being adjudicated by a competent tribunal of the Receiving State, the Parties shall consult and mutually determine whether a claim arose out of acts or omissions done in the performance of official duties or outside official duties.

9. In the event that a Party receives notice of any claim under this Article, that Party shall inform the other Party as soon as practicable.

10. The Parties shall, to the extent permitted by their laws and regulations, cooperate in the provision of relevant information and the collection and production of evidence for a fair hearing and disposal of claims under this Article.

11. The Sending State shall, at the request of the Receiving State, assist the Receiving State to take possession of any private moveable property which is subject to compulsory execution under the laws and regulations of the Receiving State and which is within an area in use by the Visiting Force or the Civilian Component.

12. The Sending State shall not claim immunity from the civil jurisdiction of the courts of the Receiving State for a member of the Visiting Force or the Civilian Component except to the extent provided in paragraph 5(h).

13. The provisions of this Article shall not apply to any claims which arose before the entry into force of this Agreement.

14. For the purposes of this Article:

(a) “civilian personnel” means for the Sending State the members of the Civilian Component and for the Receiving State the civilian officials of the Receiving State who are employed by or in the service of the Force of the Receiving State, but does not include contractors engaged by, or on behalf of, that Force; and

(b) “gross negligence” refers to a serious disregard of an obvious risk.

Article XXIV
ACCIDENTS AND INCIDENTS

1. In the event that a Party receives notice of any accidents or incidents, that Party shall inform the other Party as soon as practicable. The accidents or incidents to be notified shall be mutually determined in advance by the Parties.

2. The Parties shall establish procedures, consistent with their respective domestic requirements, for the conduct of necessary administrative investigations in cooperation with each other, relating to any accident or incident in the Receiving State involving Official Vehicles, or vessels or aircraft owned by the Sending State or for the exclusive use or service of the Visiting Force and the Civilian Component.

Article XXV
MORTUARY AFFAIRS

1. Each Party shall notify without delay the other Party of the death of any member of the Visiting Force or the Civilian Component in the Receiving State. The Receiving State shall endeavor to ensure that the identity of the deceased is not publicly disclosed without providing reasonable prior notification to the Sending State.

2. The Parties shall establish procedures for all other mortuary affairs matters including, but not limited to, the identification, processing, repatriation and disposal of the remains of a deceased member of the Visiting Force or of the Civilian Component and of his or her associated personal effects.

Article XXVI
ABUSE OF PRIVILEGES

The Parties shall cooperate in preventing any abuse or misuse of the privileges granted in favor of, and in ensuring proper discharge of the obligations imposed in this Agreement on, the members of the Visiting Force and the Civilian Component.

Article XXVII
JOINT COMMITTEE

1. A Joint Committee shall be established as a means for consultation between the Parties on all matters requiring mutual consultation regarding the implementation of this Agreement.

2. The Joint Committee shall determine its own procedures. It may establish working groups to deal with specific issues.

3. The Joint Committee shall meet regularly and as necessary upon the request of either Party.

4. The Joint Committee shall be co-chaired by a representative of each Party.

5. If it is not possible for the Joint Committee to resolve a matter, it shall refer that matter to the Governments of the respective Parties for further consideration through diplomatic channels.

6. The Parties may make arrangements following consultation between the Parties through the Joint Committee to implement this Agreement.

Article XXVIII
SETTLEMENT OF DISPUTES

Unless otherwise mutually determined by the Parties, any dispute regarding the interpretation or the implementation of this Agreement shall be resolved solely by consultation and negotiation between the Parties.

Article XXIX
FINAL PROVISIONS

1. The headings of the Articles of this Agreement are inserted for reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

2. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the date on which the Parties exchange diplomatic notes informing each other that their respective internal procedures necessary to give effect to this Agreement have been completed.

3. This Agreement may be amended by written agreement between the Parties. Any amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective internal procedures and shall enter into force on the date to be agreed on by the Parties.

4. (a) Each Party may terminate this Agreement at any time by giving six months' prior written notice to the other Party.

(b) Notwithstanding the termination of this Agreement, any outstanding obligations with respect to costs, jurisdiction or claims shall remain binding until satisfied unless otherwise mutually determined by the Parties.

(c) Notwithstanding the termination of this Agreement, any obligations with respect to security of information shall remain binding.

5. The Annex to this Agreement shall form an integral part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE, in duplicate at Manila, this 8th day of July, 2024 in the Japanese and English languages, both texts equally authentic.

For Japan:

上川陽子

For the Republic of the Philippines:

Gilberto Teodoro

Annex
relating to Article XXI

1. In implementing paragraphs 5(a) and 6(a) of Article XXI, the Sending State shall not obstruct the lawful exercise of the territorial jurisdiction of the Receiving State in accordance with this Agreement.

2. With regard to paragraph 5(a) of Article XXI, the Parties mutually determine that the authorities of a Party shall not be obliged to provide such assistance in cases where that Party considers that such assistance would be inconsistent with its obligations under applicable international agreements existing at the time of entry into force of this Agreement.

3. In all cases other than those noted in paragraph 2 above, with regard to paragraph 5(a) of Article XXI, a Party shall give sympathetic consideration to a request from the other Party to allow the latter not to provide such assistance.

4. With regard to paragraph 2 above, if the authorities of a Party do not provide such assistance, that Party shall immediately consult with the other Party.

5. With regard to paragraph 5(a) of Article XXI, if the authorities of a Party do not provide assistance in handing over the person sought to the other Party, the Party that does not provide the assistance shall, to the extent permitted under its law, submit the case to its authorities for the purpose of prosecution, at the request of the other Party.

6. While the Parties have the obligation to assist each other in accordance with paragraphs 5(a) and 6(a) of Article XXI, when the authorities of a Party do not provide assistance to the extent permitted by those paragraphs, such non-assistance shall not be construed as obstruction referred to in paragraph 1 above.

7. A member of the Visiting Force or the Civilian Component who is arrested, detained, charged or prosecuted under the jurisdiction of the Receiving State shall have, in addition to those set out in paragraph 8 of Article XXI, the following procedural safeguards:

(a) he or she shall not be arrested or detained without being at once informed of the charge against him or her or without the immediate right of legal representation; nor shall he or she be detained without adequate cause;

(b) no cruel punishments shall be imposed upon him or her, consistent with the law of the Receiving State;

(c) he or she shall have the right to challenge the legality of pre-trial detention;

(d) he or she shall be entitled to cross-examine the witnesses against him or her; and

(e) he or she shall, if he or she considers it necessary, have the services of a competent interpreter, consistent with the law of the Receiving State.

8. The Sending State shall have the right upon request to have access at any time to a member of the Visiting Force or the Civilian Component who is confined or detained by the Receiving State.

省　令

○総務省令第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十四日

総務大臣　村上誠一郎

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政治資金監査を行うことができない者） **第十七条**　法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～三　略］ 四‖　法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体にあつては、当該国会議員関係政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員若しくは当該国会議員関係政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員（以下この号及び第十九条第一項第一号において「三号団体関係国会議員」という。）又は三号団体関係国会議員の配偶者 五‖　法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者 （少額領収書等の写しに係る提出期間の延長） **第十九条**　法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間（次項において「相当の期間」という。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。 一　法第十九条の十六第六項に規定する期間（以下この条及び次条において「提出期間」という。）が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項第一号若しくは第二号に規定する公職の候補者又は三号団体関係国会議員（次条第一号において「関係国会議員等」という。）に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。 ［二　略］ ［2　略］ （提出期間延長に係る文書に記載すべき事項） **第二十条**　法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。 一　前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき　関係国会議員等の氏名及び選挙の種類 ［二・三　略］	（政治資金監査を行うことができない者） **第十七条**　法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～三　同上］ ［新設］ 四‖　法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者 （少額領収書等の写しに係る提出期間の延長） **第十九条**　法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間（次項において「相当の期間」という。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。 一　法第十九条の十六第六項に規定する期間（以下この条及び次条において「提出期間」という。）が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項各号に規定する公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。 ［二　同上］ ［2　同上］ （提出期間延長に係る文書に記載すべき事項） **第二十条**　法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。 一　前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき　公職の候補者の氏名及び選挙の種類 ［二・三　同上］

別記

第１号様式（第１条関係）

［様式　別紙２　挿入］

（備考）

［１～７　略］

８　「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。また、「主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄及び「主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の例により記載すること。

９　法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合には、「政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。

10　［略］

11　［略］

第11号様式（第４条関係）

［様式　略］

（備考）

［１・２　略］

３　既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第２号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第３号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。

［４・５　略］

［**別紙**　略］

第12号様式（第５条関係）

［様式　別紙４　挿入］

［（記載要領）　略］

第14号様式（第８条関係）

（その１）

［様式　別紙６　挿入］

［（その２）～（その20）　略］

（記載要領）

［１～３　略］

４　様式（その１）について

［(1)～(3)　略］

別記

第１号様式（第１条関係）

［様式　別紙１　挿入］

（備考）

［１～７　同左］

８　「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

［新設］

９　［同左］

10　［同左］

第11号様式（第４条関係）

［様式　同左］

（備考）

［１・２　同左］

３　既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第２号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。

［４・５　同左］

［**別紙**　同左］

第12号様式（第５条関係）

［様式　別紙３　挿入］

［（記載要領）　同左］

第14号様式（第８条関係）

（その１）

［様式　別紙５　挿入］

［（その２）～（その20）　同左］

（記載要領）

［１～３　同左］

４　様式（その１）について

［(1)～(3)　同左］

(4)　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第２号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第３号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。 さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。 ア　法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体　「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。 イ　法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体　「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。 ウ　法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体　「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の例により記載することとし、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。	(4)　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第２号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第１号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第２号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。
［(5)　略］	［(5)　同左］
［５～24　略］	［５～24　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

第１号様式（第１条関係）［別紙１］

政　治　団　体　設　立　届

令和　　年　　月　　日

総　務　大　臣
殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

政治資金規正法第６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">名　称</td><td colspan="2">（ふ　り　が　な）</td><td colspan="2">政治団体の区分</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">□政　党
□政　党　の　支　部
□政　治　資　金　団　体
□政治資金規正法第18条の２
第１項の規定による政治団体
□そ　の　他　の　政　治　団　体
□その他の政治団体の支部
国会議員関係政治団体の区分
□政治資金規正法第19条の７
第１項第１号に係る
国会議員関係政治団体
□政治資金規正法第19条の７
第１項第２号に係る
国会議員関係政治団体</td></tr>
<tr><td>目　的</td><td>別紙のとおり</td><td>組織年月日</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>主たる事務所の
所　在　地</td><td colspan="4">（〒　　）
（電話　　）</td></tr>
<tr><td>主たる活動区域</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td>（ふりがな）
（氏　名）</td><td>（〒　　）（住所）
（電話）</td><td>（生年月日）</td><td>（選任年月日）</td></tr>
<tr><td>会計責任者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会計責任者の
職務代行者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支部の有無</td><td>□　有
□　無</td><td>課税上の優遇措置
の適用関係の有無</td><td colspan="2">□　有
□　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">政治資金規正法第19条の７
第１項第１号に係る
国会議員関係政治団体</td><td colspan="4">代表者である公職の候補者に係る公職の種類</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">政治資金規正法第19条の７
第１項第２号に係る
国会議員関係政治団体</td><td colspan="2">公職の候補者の氏名</td><td colspan="2">公職の候補者に係る公職の種類</td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふ　り　が　な）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第１号様式（第１条関係）［別紙２］

政　治　団　体　設　立　届

令和　　年　　月　　日

総　　務　　大　　臣
殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

政治資金規正法第６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">名　　称</td><td colspan="3">（ふ　り　が　な）</td><td>政治団体の区分</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>□政　　党
□政　党　の　支　部
□政　治　資　金　団　体
□政治資金規正法第18条の２
第１項の規定による政治団体
□そ　の　他　の　政　治　団　体
□その他の政治団体の支部
国会議員関係政治団体の区分
□政治資金規正法第19条の７
第１項第１号に係る
国会議員関係政治団体
□政治資金規正法第19条の７
第１項第２号に係る
国会議員関係政治団体
□政治資金規正法第19条の７
第１項第３号に係る
国会議員関係政治団体</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>別紙のとおり</td><td>組織年月日</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>主たる事務所の
所　在　地</td><td colspan="3">（〒　　）
（電話　　）</td></tr>
<tr><td>主たる活動区域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td>（ふりがな）
（氏　名）</td><td>（〒　　）（住所）
（電話）</td><td>（生年月日）</td><td>（選任年月日）</td></tr>
<tr><td>会計責任者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会計責任者の
職務代行者</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支部の有無</td><td>□　有
□　無</td><td>課税上の優遇措置
の適用関係の有無</td><td>□　有
□　無</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">政治資金規正法第19条の７
第１項第１号に係る
国会議員関係政治団体</td><td colspan="4">代表者である公職の候補者に係る公職の種類</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
	（ふ　り　が　な）	
政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	（ふ　り　が　な）	
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	（ふ　り　が　な）	
	（ふ　り　が　な）	
	（ふ　り　が　な）	

第12号様式（第５条関係）［別紙３］

（表）

			五十音順分類	
政治団体の名称	（ふ　り　が　な）			届出年月日 事由発生年月日
主たる事務所の所在地	（〒　　） （電話　　）			届出年月日 事由発生年月日
	（〒　　） （電話　　）			
代表者	（ふりがな） 氏　名	（〒　）（住　所） （電話　）	（生年月日）	（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
会計責任者		（〒　）（　　） （電話　）		（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
会計責任者の職務代行者		（〒　）（　　） （電話　）		（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
政治資金団体又は資金管理団体の指定の有無	（有無）	（政治資金団体として指定をした政党名又は資金管理団体の届出をした者の氏名）	（資金管理団体の届出をした者の公職の種類）	（届出年月日） （指定年月日） （取消等年月日）
支部の有無（政治団体の支部である旨）		課税上の優遇措置の適用関係の有無		（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の7第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	（代表者である公職の候補者に係る公職の種類）			（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の7第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	（公職の候補者（ふりがな）の氏名）	（公職の候補者に係る公職の種類）		（届出年月日） （事由発生年月日）
設立届出年月日	・　・	解散等の公表年月日	・　・	
組織年月日	・　・	解散等の年月日	・　・	

（裏）

収支報告書の提出及び公表の状況				
年	年	年	年	年
. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出
. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表
年	年	年	年	年
. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出
. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表

届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況	
公表年月日	内容	提出年月日	内容
. .	設立届	. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		綱領等の整理番号（　　）	

（備　考）

第12号様式（第５条関係）［別紙４］

			五十音順分類	
政治団体の名称	（ふ　り　が　な）			届出年月日 事由発生年月日
主たる事務所の所在地	（〒　　） （電話　　）			届出年月日 事由発生年月日
	（〒　　） （電話　　）			
代表者	（ふりがな） 氏　　名	（〒　）（住　所） （電話　）	（生年月日）	（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
会計責任者		（〒　）（　　） （電話　）		（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
会計責任者の職務代行者		（〒　）（　　） （電話　）		（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
政治資金団体又は資金管理団体の指定の有無	（有無）	（政治資金団体として指定をした政党名又は資金管理団体の届出をした者の氏名）	（資金管理団体の届出をした者の公職の種類）	（届出年月日） （指定年月日） （取消等年月日）
支部の有無（政治団体の支部である旨）		課税上の優遇措置の適用関係の有無		（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の7第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	（代表者である公職の候補者に係る公職の種類）			（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の7第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	（公職の候補者（ふりがな）の氏名）	（公職の候補者に係る公職の種類）		（届出年月日） （事由発生年月日）

政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	（主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名）（ふりがな）	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	（届出年月日） （事由発生年月日）
	（主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名）（ふりがな）	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	（届出年月日） （事由発生年月日）

設立届出年月日	・　・	解散等の公表年月日	・　・
組織年月日	・　・	解散等の年月日	・　・

収支報告書の提出及び公表の状況

年	年	年	年	年
．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出
．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表
年	年	年	年	年
．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出
．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表

届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況	
公表年月日	内容	提出年月日	内容
．　．	設立届	．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		綱領等の整理番号（　　）	

（備　考）

第14号様式（第８条関係）
（その１）［別紙５］

収　支　報　告　書

令和　　年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　主たる事務所の所在地
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　代表者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　会計責任者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務担当者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
□ 無
公職の種類 ＿＿＿＿＿＿
資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 ＿＿＿＿＿＿
公職の種類 ＿＿＿＿＿＿

資金管理団体の指定の期間
令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

第14号様式（第８条関係）
（その１）［別紙６］

収　支　報　告　書

令和　　年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　主たる事務所の所在地
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　代表者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　会計責任者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務担当者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□ 有 □ 無 公職の種類 ＿＿＿＿＿＿ 資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿	□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名等＿＿＿＿＿＿ 公職の種類等 ＿＿＿＿＿＿
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

○総務省令第八十号

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の施行に伴い、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）、政党助成法（平成六年法律第五号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）の規定に基づき、並びに政治資金規正法及び政党助成法を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十四日

総務大臣　村上誠一郎

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　補則（第四十条―第四十二条）	第六章　補則（第四十条・第四十一条）
附則	附則
（政治団体の異動の届出等）	（政治団体の異動の届出）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　法第七条第二項の規定による届出に係る文書は、別記第十一号の二様式によるものとする。	［新設］
（翌年への繰越しの金額の確認方法）	
第十五条の二　法第十九条の十一の二第一項の規定による国会議員関係政治団体の会計責任者による確認は、預金又は貯金の残高を証する書面であつて当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するものその他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類に基づき、同項に規定する残高確認書を別記第二十九号様式により作成し、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が当該残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が二以上の口座を有する場合には、その合計額）と一致しているかどうかを確認することにより行うものとする。	［新設］
2　法第十九条の十一の二第二項に規定する差額説明書は、別記第三十号様式によるものとする。	
（政治資金監査報告書の様式）	（政治資金監査報告書の様式）
第十六条　法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第三十一号様式によるものとする。	**第十六条**　法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第二十九号様式によるものとする。
（国会議員関係政治団体の代表者による確認書の様式）	
第十七条の二　法第十九条の十四の二第二項の確認書は、別記第三十二号様式によるものとする。	［新設］
（送付に要する費用の納付方法）	（送付に要する費用の納付方法）
第二十四条の二　令第十四条（令第二十条において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。	**第二十四条の二**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第四十二条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出又は法第二十条の二第二項の規定による請求をした場合において、当該申出又は請求により得られた納付情報により納付する方法	二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出又は法第二十条の二第二項の規定による請求をした場合において、当該申出又は請求により得られた納付情報により納付する方法

（国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知）

第二十四条の三　法第十九条の十六の三第二項に規定する文書は、別記第三十三号様式によるものとする。

（登録政治資金監査人証票の様式）

第二十八条　登録政治資金監査人証票は、別記第三十四号様式によるものとする。

第三十四条　削除

（純資産から控除する資本金等）

第三十八条　令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　株式会社　次のイからトまでに掲げるもの

［イ～ホ　略］

ヘ　株式引受権

ト　［略］

［二　略］

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

第四十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四又は第十九条の十四の二第四項の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

［一～八　略］

九　法第十九条の十四の二第二項の確認書

十　法第十九条の十六の三第二項に規定する文書

［2　略］

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。第四十二条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（電子情報処理組織による請求等の特例）

第四十二条　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第十九条の十六第一項若しくは第二十条の二第二項の規定による請求又は令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出を行う場合については、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合における総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。

［新設］

（登録政治資金監査人証票の様式）

第二十八条　登録政治資金監査人証票は、別記第三十号様式によるものとする。

（収支報告書の要旨の公表の様式）

第三十四条　法第二十条第一項の規定による公表は、別記第三十一号様式に準じて行うものとする。

（純資産から控除する資本金等）

第三十八条　令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　株式会社　次のイからヘまでに掲げるもの

［イ～ホ　同上］

［新設］

ヘ　［同上］

［二　同上］

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

第四十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

［一～八　同上］

［新設］

［新設］

［2　同上］

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

［新設］

別記

第11号様式（第４条関係）

［様式　略］

［（備考）　略］

別紙

［様式　略］

（備考）

［１・２　略］

３　１以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

［４　略］

第11号の２様式（第４条関係）

［様式　別紙１　挿入］

第12号様式（第５条関係）

［様式　別紙３　挿入］

（記載要領）

［１　略］

２　「政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の項「事由発生年月日」の欄には、公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日を、「政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の項「事由発生年月日」の欄には、法第19条の16の３第１項各号のいずれかに該当する寄附の金額が年間1000万円以上となつた年月日をそれぞれ記載すること。

３　法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうち、その受けた特定関係寄附が同項第２号の寄附であるものであるときは、「政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の項「公職の候補者の氏名等」の欄に同号の国会議員関係政治団体の名称を、「公職の候補者に係る公職の種類等」の欄に国会議員関係政治団体である旨を記載すること。

４　［略］

５　［略］

６　［略］

第13号様式（第６条関係）

［様式　略］

（記載要領）

１　収入簿

⑴　収入簿には、この様式に定める区分に従い、全ての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

［⑵　略］

別記

第11号様式（第４条関係）

［様式　同左］

［（備考）　同左］

別紙

［様式　同左］

（備考）

［１・２　同左］

３　１以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

［４　同左］

［新設］

第12号様式（第５条関係）

［様式　別紙２　挿入］

（記載要領）

［１　同左］

［新設］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　［同左］

第13号様式（第６条関係）

［様式　同左］

（記載要領）

１　収入簿

⑴　収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

［⑵　同左］

⑶　全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。

［⑷　略］

⑸　寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の６第２項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で１件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下⑺を除き、１において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下⑹において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ア　個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号○○会館○号室（会社役員）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の４に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊨甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

［イ　略］

ウ　政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）にあつては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。

［⑹・⑺　略］

⑻　機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」という

⑶　すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。

［⑷　同左］

⑸　寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の６第２項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で１件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下⑺を除き、１において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下⑹において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ア　個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号○○会館○号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の４に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊨甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

［イ　同左］

ウ　政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。

［⑹・⑺　同左］

⑻　機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」という

ように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

［ア　略］

(ｱ)　個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号○○会館○号室（会社役員）」というように記載すること。

［(ｲ)・(ｳ)　略］

［イ　略］

［(9)～(13)　略］

2　支出簿

(1)　支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

［(2)　略］

(3)　全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

(4)　全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「㊒甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

(5)　経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

［ア・イ　略］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロツカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　略］

［(6)～(8)　略］

3　運用簿

(1)　運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第８条の３各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

［(2)　略］

ように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

［ア　同左］

(ｱ)　個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号○○会館○号室（甲会社社長）」というように記載すること。

［(ｲ)・(ｳ)　同左］

［イ　同左］

［(9)～(13)　同左］

2　支出簿

(1)　支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

［(2)　同左］

(3)　すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

(4)　すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「㊒甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

(5)　経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

［ア・イ　同左］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロツカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　同左］

［(6)～(8)　同左］

3　運用簿

(1)　運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第８条の３各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

［(2)　同左］

⑶　預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補塡の契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。

［⑷～⑺　略］

⑻　金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託（２年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託（２年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

［⑼・⑽　略］

第14号様式（第８条関係）

（その１）

［様式　別紙５　挿入］

［（その２）～（その19）　略］

（その20）

［様式　別紙７　挿入］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１　略］

２　この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年における全ての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額、翌年への繰越しの金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。

３　収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第８条の３各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第８条の３各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。翌年への繰越しの金額とは、「前年からの繰越額」と「本年の収入額」の合計額（「収入総額」）から、「支出総額」を控除した金額をいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

⑶　預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。

［⑷～⑺　同左］

⑻　金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（２年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（２年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

［⑼・⑽　同左］

第14号様式（第８条関係）

（その１）

［様式　別紙４　挿入］

［（その２）～（その19）　同左］

（その20）

［様式　別紙６　挿入］

［（備考）　同左］

（記載要領）

［１　同左］

２　この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。

３　収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第８条の３各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第８条の３各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

4　様式（その１）について

［(1)　略］

(2)　「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかつた場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員乙市選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の９の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

［(3)　略］

(4)　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第２号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第３号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされ、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

［ア～ウ　略］

エ　法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第１号の寄附であるもの　「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

4　様式（その１）について

［(1)　同左］

(2)　「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかつた場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の９の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

［(3)　同左］

(4)　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第２号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第３号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

［ア～ウ　同左］

［新設］

オ　法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第２号の寄附であるもの　「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体の名称を、「公職の種類等」に法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体である旨を記載すること。

［(5)　略］

［５　略］

６　様式（その３）について

［(1)　略］

(2)　「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。

(3)　政治資金パーティー開催事業については、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。

(4)　［略］

［７～９　略］

10　様式（その７）について

(1)　同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

［(2)～(4)　略］

(5)　政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）

(6)　［略］

11　様式（その８）について

同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間５万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間５万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

［12～15　略］

［新設］

［(5)　同左］

［５　同左］

６　様式（その３）について

［(1)　同左］

(2)　「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。

［新設］

(3)　［同左］

［７～９　同左］

10　様式（その７）について

(1)　同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

［(2)～(4)　同左］

［新設］

(5)　［同左］

11　様式（その８）について

同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間５万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間５万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

［12～15　同左］

16　様式（その13）について

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

⑴　経常経費

［ア・イ　略］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロツカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　略］

［⑵　略］

［17～22　略］

23　法第18条の２第１項の規定による政治団体について

⑴　政治団体のうち法第18条の２第１項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額、全ての収入の総額から全ての支出の総額を控除した金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

［⑵　略］

24　この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写しを、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書、確認書及び領収書等の写しを、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお第９条第２項第１号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

第18号様式（第11条関係）

［様式　略］

（備考）

［１～３　略］

４　この届出をする場合には、法第17条第１項に規定する報告書を提出すること。

第19号様式（第11条関係）

［様式　別紙９　挿入］

（備考）

［１・２　略］

３　この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内）に法第17条第１項に規定する報告書を提出すること。

16　様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

⑴　経常経費

［ア・イ　同左］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロツカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　同左］

［⑵　同左］

［17～22　同左］

23　法第18条の２第１項の規定による政治団体について

⑴　政治団体のうち法第18条の２第１項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

［⑵　同左］

24　この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお第９条第２項第１号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

第18号様式（第11条関係）

［様式　同左］

（備考）

［１～３　同左］

４　この届出をする場合には、法第17条第１項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第19号様式（第11条関係）

［様式　別紙８　挿入］

（備考）

［１・２　同左］

３　この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内）に法第17条第１項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第27号様式（第15条関係）
［**様式　別紙11　挿入**］
第29号様式（第15条の２関係）
［様式　別紙12　挿入］
第30号様式（第15条の２関係）
［様式　別紙13　挿入］
第31号様式（第16条関係）
［様式　略］
第32号様式（第17条の２関係）
［様式　別紙14　挿入］
第33号様式（第24条の３関係）
［様式　別紙15　挿入］
第34号様式（第28条関係）
［様式　略］
［削る］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　報告書等の公表（第三十六条―第三十九条）	第五章　報告書等の公表（第三十六条・第三十七条）
第六章　政党交付金の返還等（第四十条―第四十五条）	第六章　政党交付金の返還等（第三十八条―第四十三条）
第七章　雑則（第四十六条―第四十九条）	第七章　雑則（第四十四条）
附則	附則
（政党交付金の交付方法）	（政党交付金の交付方法）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
２　法第十一条第三項ただし書（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定による請求があった場合には、当該請求のあった日の翌日から起算して十日に当たる日以後最初に到来する交付日に、当該請求に係る政党交付金を、当該政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この章、第三十七条第一項第二号及び第四十五条において同じ。）に対してその年分として交付すべき政党交付金の額の範囲内で交付するものとする。ただし、当該請求のあった日の翌日から起算して十日に当たる日が前項第四号に定める日（同日が日曜日に当たるときは同日の前日とする。）後の日である場合には、当該請求のあった日の翌日から起算して十日以内に交付することができるものとする。	２　法第十一条第三項ただし書（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定による請求があった場合には、当該請求のあった日の翌日から起算して十日に当たる日以後最初に到来する交付日に、当該請求に係る政党交付金を、当該政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この章及び第四十三条において同じ。）に対してその年分として交付すべき政党交付金の額の範囲内で交付するものとする。ただし、当該請求のあった日の翌日から起算して十日に当たる日が前項第四号に定める日（同日が日曜日に当たるときは同日の前日とする。）後の日である場合には、当該請求のあった日の翌日から起算して十日以内に交付することができるものとする。

［削る］

（報告書等の閲覧）

第三十六条　［略］

（公表対象報告文書の写しの交付）

第三十七条　法第三十二条第四項の規定による総務大臣が受理した公表対象報告文書（同条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書又は監査報告書をいう。以下この条において同じ。）の写しの交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書（次項において「交付請求書」という。）でしなければならない。

一　交付請求をする者（以下この条において「交付請求者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　交付請求に係る政党の本部又は支部の名称及び公表対象報告文書に係る政党交付金の交付若しくは支部政党交付金の支給を受け、若しくは政党交付金若しくは支部政党交付金による支出をし、又は政党基金若しくは支部基金の残高を有した年

三　交付請求者が求める公表対象報告文書の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る公表対象報告文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

四　公表対象報告文書の写しの送付を求める場合にあっては、その旨

2　総務大臣は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3　総務大臣は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあった日から三十日以内に、当該交付請求に係る公表対象報告文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5　前二項の規定にかかわらず、総務大臣は、交付請求に係る公表対象報告文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から六十日以内にその全てについて法第三十二条第四項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る公表対象報告文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの公表対象報告文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この項の規定を適用する旨及びその理由

二　残りの公表対象報告文書の写しについて当該交付をする期限

（報告書等の要旨の公表）

第三十六条　法第三十一条に規定する定期報告文書又は解散等報告文書に係る同条の規定による要旨の公表は、別記第十九号様式に準じて行うものとする。

（報告書等の閲覧）

第三十七条　［同上］

［新設］

（公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ）

第三十八条　令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。

（送付に要する費用の納付方法）

第三十九条　令第九条に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（第四十七条第一項及び第四十九条において単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をした場合において、当該請求により得られた納付情報により納付する方法

（法第三十三条第二項第四号の総務省令で定める日）

第四十条　［略］

（政党交付金による支出に充てていない政党交付金等を引き継いだ旨の届出）

第四十一条　法第三十三条第三項の規定による届出に係る文書は、別記第十九号様式に準じて作成するものとし、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書に併せて届け出るものとする。

（政党交付金の交付の停止等の通知）

第四十二条　法第三十三条第六項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずる旨の通知は、別記第二十号様式から第二十二号様式までによるものとする。

（政党交付金の交付の停止等に係る告示）

第四十三条　法第三十三条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する告示は、別記第二十三号様式に準じて行うものとする。

（法第三十三条第十項の規定による控除の通知）

第四十四条　法第三十三条第十一項において準用する同条第六項の通知は、別記第二十四号様式によるものとする。

（報告書等の提出の督促）

第四十五条　［略］

（電磁的記録又は電磁的方法による提出等）

第四十六条　法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び法第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であった者に提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。）又は法第三十五条の文書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

［新設］

［新設］

（法第三十三条第二項第四号の総務省令で定める日）

第三十八条　［同上］

（政党交付金による支出に充てていない政党交付金等を引き継いだ旨の届出）

第三十九条　法第三十三条第三項の規定による届出に係る文書は、別記第二十号様式に準じて作成するものとし、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書に併せて届け出るものとする。

（政党交付金の交付の停止等の通知）

第四十条　法第三十三条第六項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずる旨の通知は、別記第二十一号様式から第二十三号様式までによるものとする。

（政党交付金の交付の停止等に係る告示）

第四十一条　法第三十三条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する告示は、別記第二十四号様式に準じて行うものとする。

（法第三十三条第十項の規定による控除の通知）

第四十二条　法第三十三条第十一項において準用する同条第六項の通知は、別記第二十五号様式によるものとする。

（報告書等の提出の督促）

第四十三条　［同上］

（電磁的記録又は電磁的方法による提出）

第四十四条　法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書又は法第三十五条の文書（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

2　前項の場合において、提出者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。次条第三項及び第四十九条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第二条第二項第一号イに規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第二号イ又はロに規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを提出しなければならない。

3　法第四十条の二第一項に規定する総務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項及び第四十八条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。

4　法第四十条の二第一項に規定する総務省令で定める電磁的方法は、提出者の使用に係る電子計算機と報告書等の提出を受ける者（以下この項及び次項において「受領者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるものとする。

［一・二　略］

5　法第四十条の二第一項に規定する電磁的記録の提出及び電磁的方法は、受領者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

第四十七条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（同条第五項、法第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は届出を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第四十条の二第一項に規定する電磁的記録の提出若しくは電磁的方法をもって行う場合（次条第一項において「法第五条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織等をもって行う場合」という。）における次に掲げる文書の作成とする。

一　法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書

二　法第十五条第五項の規定による通知に係る文書

三　法第十九条第一項に規定する監査意見書

四　法第十九条第二項に規定する監査報告書

2　電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行わなければならない。

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

2　前項の場合において、提出者は、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを提出しなければならない。

3　法第四十条の二第一項に規定する総務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。

4　法第四十条の二第一項に規定する総務省令で定める電磁的方法は、提出者の使用に係る電子計算機と報告書等の提出を受ける者（以下この項において「受領者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

第四十八条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織等をもって行う場合における前条第一項各号に掲げる文書の交付等（法第四十条の二第一項の規定による監査意見書の提出を除く。）とする。

2　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項に規定する文書の交付等に代えて当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4　第二項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。

第四十九条　電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求を行う場合については、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合における総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。

別記

第７号様式（第９条関係）

［様式　略］

（記載要領）

1　政党交付金（支部政党交付金）収入簿

(1)　収入簿には、政党交付金（支部政党交付金）の全ての収入について、その交付をした者の名称、金額及び年月日を記載すること。

［(2)・(3)　略］

2　政党交付金（支部政党交付金）による支出簿

(1)　支出簿には、この様式の定める区分に従い、全ての支出を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

［(2)　略］

［新設］

別記

第７号様式（第９条関係）

［様式　同左］

（記載要領）

1　政党交付金（支部政党交付金）収入簿

(1)　収入簿には、政党交付金（支部政党交付金）のすべての収入について、その交付をした者の名称、金額及び年月日を記載すること。

［(2)・(3)　同左］

2　政党交付金（支部政党交付金）による支出簿

(1)　支出簿には、この様式の定める区分に従い、すべての支出を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

［(2)　同左］

⑶　全ての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。

⑷　全ての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあっては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあっては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。

⑸　全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

［⑹　略］

⑺　経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

［ア・イ　略］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　略］

［⑻～⑽　略］

３　政党基金（支部基金）簿

⑴　政党基金（支部基金）簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

［⑵　略］

第８号様式（第13条関係）

［様式　略］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１～５　略］

６　様式（その３）について

政党交付金による支出（支部政党交付金による支出）は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」又は「政党基金（支部基金）充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。

⑴　経常経費

［ア・イ　略］

⑶　すべての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。

⑷　すべての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあっては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあっては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。

⑸　すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号」というように記載すること。

［⑹　同左］

⑺　経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

［ア・イ　同左］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

［エ　同左］

［⑻～⑽　同左］

３　政党基金（支部基金）簿

⑴　政党基金（支部基金）簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

［⑵　同左］

第８号様式（第13条関係）

［様式　同左］

［（備考）　同左］

（記載要領）

［１～５　同左］

６　様式（その３）について

政党交付金による支出（支部政党交付金による支出）は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」又は「政党基金（支部基金）充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。

⑴　経常経費

［ア・イ　同左］

ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。	ウ　備品・消耗品費　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
［エ　略］	［エ　同左］
［(2)　略］	［(2)　同左］
［７～10　略］	［７～10　同左］
［削る］	**第19号様式**（第36条関係）
第19号様式（第41条関係）	**第20号様式**（第39条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
［(備考)　略］	［(備考)　同左］
第20号様式（第42条関係）	**第21号様式**（第40条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
第21号様式（第42条関係）	**第22号様式**（第40条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
第22号様式（第42条関係）	**第23号様式**（第40条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
第23号様式（第43条関係）	**第24号様式**（第41条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
第24号様式（第44条関係）	**第25号様式**（第42条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）	［新設］
第四条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項の規定による提出を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合（次条第一項において「電子情報処理組織を使用して行う場合」という。）における法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書の作成とする。	
２　電子文書法第四条第一項の規定による前項に規定する文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって調製する方法により行わなければならない。	

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八条）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等）

第五条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項の規定による提出を電子情報処理組織を使用して行う場合における法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書の交付等とする。

2　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項に規定する文書の交付等に代えて当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4　第二項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（総務省組織規則の一部改正）

第四条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収支公開室、支出情報開示室及び政党助成室） **第二十八条**　［略］ 2　収支公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　公職の候補者に係る資金管理団体の届出の受理及び届出事項の公表に関すること。 二　政治団体の収支報告書の受理及び公表に関すること。 ［3～7　略］	（収支公開室、支出情報開示室及び政党助成室） **第二十八条**　［同上］ 2　収支公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　公職の候補者に係る資金管理団体の届出の受理及び届出事項の公表に関すること。 二　政治団体の収支報告書の受理及びその要旨の公表に関すること。 ［3～7　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

第11号の２様式（第４条関係）［別紙１］

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和　　年　　月　　日

総　　務　　大　　臣
殿
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

令和　　年　　月　　日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和　　年　　月　　日に政治資金規正法第19条の16の３第２項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第１項｛第１号／第２号｝の金額が1,000万円以上となつたため、同法第７条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

□政治資金規正法第19条の16の３第１項第１号の寄附（同法第19条の７第１項第３号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の３第１項第１号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名	公職の種類
（ふ　り　が　な）	

□政治資金規正法第19条の16の３第１項第２号の寄附（同法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の３第１項第２号の国会議員関係政治団体	
名称	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
	該当

（備考）
１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

３　「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

４　「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

第12号様式（第５条関係）［別紙２］

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">五十音順分類</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">政治団体の名称</td><td colspan="4">（ふ　り　が　な）</td><td>届出年月日
事由発生年月日</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="4">（〒　　）
（電話　　）</td><td>届出年月日
事由発生年月日</td></tr>
<tr><td colspan="4">（〒　　）
（電話　　）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">代表者</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td colspan="2">（〒　）（住　所）
（電話　）</td><td>（生年月日）</td><td>（届出年月日）
（選任年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（〒　）（　）
（電話　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">会計責任者</td><td></td><td colspan="2">（〒　）（　）
（電話　）</td><td></td><td>（届出年月日）
（選任年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（〒　）（　）
（電話　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">会計責任者の職務代行者</td><td></td><td colspan="2">（〒　）（　）
（電話　）</td><td></td><td>（届出年月日）
（選任年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（〒　）（　）
（電話　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">政治資金団体又は資金管理団体の指定の有無</td><td>（有無）</td><td colspan="2">（政治資金団体として指定をした政党名又は資金管理団体の届出をした者の氏名）</td><td>（資金管理団体の届出をした者の公職の種類）</td><td>（届出年月日）
（指定年月日）
（取消等年月日）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支部の有無（政治団体の支部である旨）</td><td colspan="2"></td><td>課税上の優遇措置の適用関係の有無</td><td></td><td>（届出年月日）
（事由発生年月日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体</td><td colspan="2">（代表者である公職の候補者に係る公職の種類）</td><td>（届出年月日）
（事由発生年月日）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体</td><td>（公職の候補者（ふりがな）の氏名）</td><td>（公職の候補者に係る公職の種類）</td><td>（届出年月日）
（事由発生年月日）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

政治資金規正法第19条の7第１項第３号に係る国会議員関係政治団体	（主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名）（ふりがな）	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	（届出年月日） （事由発生年月日）
	（主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名）（ふりがな）	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	（届出年月日） （事由発生年月日）

設立届出年月日	・　・	解散等の公表年月日	・　・
組織年月日	・　・	解散等の年月日	・　・

収支報告書の提出及び公表の状況

年	年	年	年	年
．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出
．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表
年	年	年	年	年
．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出
．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表

届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況	
公表年月日	内容	提出年月日	内容
．　．	設立届	．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		綱領等の整理番号（　　）	

（備　　考）

第12号様式（第５条関係）［別紙３］

			五十音順分類	
政治団体の名称	（ふ　り　が　な）			届出年月日 事由発生年月日
主たる事務所の所在地	（〒　　） （電話　　）			届出年月日 事由発生年月日
	（〒　　） （電話　　）			
代表者	（ふりがな） 氏　名	（〒　）（住　所） （電話　）	（生年月日）	（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
会計責任者		（〒　）（　　） （電話　）		（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
会計責任者の職務代行者		（〒　）（　　） （電話　）		（届出年月日） （選任年月日）
		（〒　）（　　） （電話　）		
政治資金団体又は資金管理団体の指定の有無	（有無）	（政治資金団体として指定をした政党名又は資金管理団体の届出をした者の氏名）	（資金管理団体の届出をした者の公職の種類）	（届出年月日） （指定年月日） （取消等年月日）
支部の有無（政治団体の支部である旨）		課税上の優遇措置の適用関係の有無		（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	（代表者である公職の候補者に係る公職の種類）			（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	（公職の候補者（ふりがな）の氏名）	（公職の候補者に係る公職の種類）		（届出年月日） （事由発生年月日）

政治資金規正法第19条の7第１項第３号に係る国会議員関係政治団体	（主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名）（ふりがな）	（主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類）	（届出年月日） （事由発生年月日）
	（主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名）（ふりがな）	（主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類）	（届出年月日） （事由発生年月日）
政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体	（公職の候補者の氏名等）	（公職の候補者に係る公職の種類等）	（届出年月日） （事由発生年月日）

設立届出年月日	・　・	解散等の公表年月日	・　・
組織年月日	・　・	解散等の年月日	・　・

収支報告書の提出及び公表の状況

年	年	年	年	年
．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出
．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表
年	年	年	年	年
．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出	．　．提出
．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表	．　．公表

届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況	
公表年月日	内容	提出年月日	内容
．　．	設立届	．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		．　．	
．　．		綱領等の整理番号（　　）	

（備　　考）

第14号様式（第８条関係）
（その１）［別紙４］

収　支　報　告　書

令和　　年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
１　政治団体の名称
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　主たる事務所の所在地
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　代表者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　会計責任者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務担当者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□ 有 □ 無 公職の種類 ＿＿＿＿＿＿ 資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿	□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名等＿＿＿＿＿＿ 公職の種類等 ＿＿＿＿＿＿
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

第14号様式（第８条関係）
（その１）［別紙５］

収　支　報　告　書

令和　　年分
（令和　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
１　政治団体の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　主たる事務所の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　代表者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　会計責任者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務担当者の氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□ 有 □ 無 公職の種類 ＿＿＿＿＿＿ 資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿	□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体 公職の候補者の氏名等＿＿＿＿＿＿ 公職の種類等 ＿＿＿＿＿＿
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

（その20）［別紙６］

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従つて作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

（その20）［別紙７］

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

４　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従つて作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

第19号様式（第11条関係）［別紙８］

政　治　団　体　支　部　解　散　届

令和　　年　　月　　日

総　　務　　大　　臣

殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和　　年　　月　　日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第５項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、同法第17条第１項の届出をします。

記

１　政治団体の支部の名称

２　支部の事務所の所在地

３　支部の代表者の氏名

４　支部の会計責任者の氏名

第19号様式（第11条関係）［別紙９］

政　治　団　体　支　部　解　散　届

令和　　年　　月　　日

総　　務　　大　　臣

殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和　　年　　月　　日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第５項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、同法第17条第１項の届出をします。

記

１　政治団体の支部の名称

２　支部の事務所の所在地

３　支部の代表者の氏名

４　支部の会計責任者の氏名

第27号様式（第15条関係）［別紙10］

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和　　年　　月　　日

政治団体の名称
代表者の氏名　　殿

公職の種類
氏　　名　　㊞
住　　所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体に令和　年　月　日から該当するため同法第６条第１項又は第７条第１項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の８第１項の規定により通知します。

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

３　「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

４　国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。

５　公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和　年　月　日から）」の例により記載すること。

第27号様式（第15条関係）［別紙11］

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和　　年　　月　　日

政治団体の名称
代表者の氏名　　殿

公職の種類
氏　　名　　㊞
住　　所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体に令和　年　月　日から該当するため同法第６条第１項又は第７条第１項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の８第１項の規定により通知します。

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

３　「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

４　国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。

５　公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和　年　月　日から）」の例により記載し、国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には公職の種類に異動があつた年月日ではなく、上記４の年月日を記載すること。

第29号様式（第15条の２関係）［別紙12］

残高確認書

政治団体の名称
会計責任者の氏名　　㊞

政治資金規正法第19条の11の２第１項の規定により、令和　　年　　月　　日における預金又は貯金の口座の残高の額について、次のとおり確認しました。

記

預金又は貯金の口座					残高の額												
金融機関名	支店名	預貯金の種別	口座番号	口座名義人			十億			百万			千			円	
合計																	

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　この残高確認書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在における預金又は貯金の口座の残高の額を記載すること。

３　保有する全ての預金又は貯金の口座について、残高の額を記載すること。

４　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

５　預金又は貯金の残高を証する書面であつて当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するものその他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類をこの残高確認書に添付すること。

第30号様式（第15条の２関係）［別紙13］

差額説明書

令和　　年　　月　　日

政治団体の名称
会計責任者の氏名　　㊞

政治資金規正法第19条の11の２第１項の規定による確認の結果、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額の合計額と一致しないため、同条第２項の規定により、その旨及びその理由を次のとおり説明します。

記

１　収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額

２　残高確認書に記載された残高の額の合計額

３　１と２の金額の差額

４　１と２の金額が一致しない理由（差額の理由）

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　「１と２の金額が一致しない理由」欄には、「〇年12月31日（（注）解散等の場合には、その日）時点において、△円の手持ち資金を現金で保有していたため。」、「□件△円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。」など具体的に記載すること。

３　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

第32号様式（第17条の２関係）［別紙14］

確認書

私は、会計責任者である　　から、令和　　年　　月　　日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従つて作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第19条の12の３の規定に基づき随時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第19条の14の２第１項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従つて作成していることを確認しました。

令和　　年　　月　　日
政治団体の名称
代表者の氏名（署　　名）

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもつて自署に代えることができる。

３　会計責任者から説明を受けた日が複数ある場合には、当該日付を全て記入すること。

４　上記のほか、特記すべき事項がある場合には記載すること。

第33号様式（第24条の３関係）［別紙15］

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和　　年　　月　　日

政治団体の名称
代表者の氏名　　殿

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名　　㊞

令和　　年　　月　　日に貴団体に対して　　円の寄附をしたため、政治資金規正法第19条の16の３第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。

２　上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。

３　上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分
□政治資金規正法第19条の７第１項第３号以外に係る国会議員関係政治団体 □政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体

（政治資金規正法第19条の７第１項第３号以外に係る国会議員関係政治団体の場合）

公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
（ふ　り　が　な）	

４　本年において政治資金規正法第19条の16の３第１項各号のいずれかに該当する寄附の金額が1，000万円以上となつたときは、同法第７条第２項の規定による届出をする必要がある。

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

３　「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

４　「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

○総務省令第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の規定に基づき、並びに同法及び政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）を実施するため、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十四日

総務大臣　村上誠一郎

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（収支報告書の様式及び記載要領）	（収支報告書の様式及び記載要領）
第八条　法第十二条第一項の報告書の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。	**第八条**　法第十二条第一項の報告書（以下「収支報告書」という。）の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。
（収支報告書に係るデータベース）	
第三十四条　法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものとする。	**第三十四条**　削除
2　法第二十条第五項に規定する個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項は、法第十二条第一項第一号ロ、ハ、ト又はチに掲げる事項が記載された様式のうち、寄附をした者、寄附のあつせんをした者、政治資金パーティーの対価の支払をした者又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者が個人であるものに係る様式に記載された事項とする。	
別記	**別記**
第13号様式（第６条関係）	**第13号様式**（第６条関係）
［様式　略］	［様式　同左］
（記載要領）	（記載要領）
１　収入簿	１　収入簿
［(1)～(4)　略］	［(1)～(4)　同左］
(5)　寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の６第２項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で１件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、１において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附	(5)　寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の６第２項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で１件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、１において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附

の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が特例上場日本法人（法第22条の５第２項に規定する特例上場日本法人をいう。イ及び⑻において同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

［ア　略］

イ　法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、特例上場日本法人からの寄附については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

［ウ　略］

［⑹・⑺　略］

⑻　機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア　政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が特例上場日本法人であるときはその旨を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

［(ｱ)　略］

の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

［ア　同左］

イ　法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、上場・外資50％超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50％超」というように記載すること。

［ウ　同左］

［⑹・⑺　同左］

⑻　［同左］

ア　政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

［(ｱ)　同左］

⑷　法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、特例上場日本法人からの対価の支払については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

［⑼　略］

［イ　略］

［⑼～⒀　略］

［２・３　略］

第14号様式（第８条関係）

［様式　略］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１～３　略］

４　様式（その１）について

［⑴～⑸　略］

⑹　電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。

［５～９　略］

10　様式（その７）について

⑴　同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が特例上場日本法人（法第22条の５第２項に規定する特例上場日本法人をいう。⑷及び14において同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

［⑵・⑶　略］

⑷　法人その他の団体からの寄附のうち、特例上場日本法人からの寄附については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

［⑸・⑹　略］

［11～13　略］

⑷　法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。

［⑼　同左］

［イ　同左］

［⑼～⒀　同左］

［２・３　同左］

第14号様式（第８条関係）

［様式　同左］

［（備考）　同左］

（記載要領）

［１～３　同左］

４　様式（その１）について

［⑴～⑸　同左］

［新設］

［５～９　同左］

10　様式（その７）について

⑴　同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。⑷において同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

［⑵・⑶　同左］

⑷　法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50％超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50％超」というように記載すること。

［⑸・⑹　同左］

［11～13　同左］

14　様式（その11）について ⑴　一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。⑴及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が５万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が特例上場日本法人であるときはその旨を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る５万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 ［⑵　略］ ⑶　法人その他の団体からの対価の支払のうち、特例上場日本法人からの対価の支払については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。 15　様式（その12）について 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が５万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る５万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 ［16～24　略］	14　様式（その11）について ⑴　一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。⑴及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 ［⑵　同左］ ［新設］ 15　様式（その12）について 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 ［16～24　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

１　この省令は、令和九年一月一日から施行する。

２　政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により政治資金規正法（以下「法」という。）第十二条第一項又は第十七条第一項に規定する報告書（以下「報告書」という。）に併せて提出することができる書面（以下「住所限定報告書」という。）の作成及び提出は、法第二十条第三項に規定する個人寄附者等の住所に係る記載を都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限つた様式を附則様式により作成し、報告書中政治資金規正法施行規則第三十四条第二項に規定する様式以外の様式を住所限定報告書のうち附則様式以外のものを兼ねるものとして併せて提出することにより行うものとする。

附則様式

（その７の２）

(7の2) 寄 附 の 内 訳												寄附者の区分	個　　人		
寄　附　者　の　氏　名	金　　額											年 月 日	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職　　業	備 考
			十億			百万			千		円				
この頁の小計															
その他の寄附															
合　　計															

（その８の２）

(8の2) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳											寄附のあつせん者の区分	個　　人		
寄附のあつせん者の氏名	金　　額										提供年月日	集めた期間	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職　　業	備考
			十億			百万		千		円					
この頁の小計															
その他の寄附															
合　　計															

（その11の2）

（11の2）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払をした者の区分	個　　人

対価の支払をした者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職業	備考
この頁の小計					
合計					

（その12の2）

（12の２）政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳	政治資金パーティーの名称	
	対価の支払のあつせん者の区分	個　　人

対価の支払のあつせん者の氏名	金額												提供年月日	集めた期間	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職業	備考
				十億			百万			千			円					
この頁の小計																	
合計																	

（記載要領）

１　電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）以外の方法により報告書を提出するときは、個人からの寄附、寄附のうち個人によつてあつせんされたもの並びに政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によつて対価の支払が行われたもの及び個人によつて対価の支払のあつせんをされたものの内訳について、それぞれ附則様式（その７の２）、（その８の２）、（その 11 の２）及び（その 12 の２）に必要事項を記載し、政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その７）、（その８）、（その 11）及び（その 12）と併せて提出することができる。なお、附則様式（その７の２）、（その８の２）、（その 11 の２）及び（その 12 の２）を併せて提出した場合には、個人からの寄附、寄附のうち個人によつてあつせんされたもの並びに政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によつて対価の支払が行われたもの及び個人によつて対価の支払のあつせんをされたものの内訳について、政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その７）、（その８）、（その 11）及び（その 12）ではなく附則様式（その７の２）、（その８の２）、（その 11 の２）及び（その 12 の２）の内容が総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会からインターネットを利用する方法により公表されることとなる。

２　「住所」欄以外については、それぞれ政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その７）、（その８）、（その 11）及び（その 12）と同一の内容を記載すること。

３　「住所」欄については、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第１項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限り、記載すること。

法規的告示

○文部科学省告示第六十七号

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第五条第五項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示

高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件（平成十七年文部科学省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

試験科目	審査の実施団体	名称	免除に相当する級（情報の項にあっては、免除に相当する試験の区分）
［略］	［略］	［略］	［略］
英語	公益財団法人日本英語検定協会	実用英語技能検定	一級、準一級、二級、準二級プラス又は準二級
	公益財団法人全国商業高等学校協会	英語検定試験	一級又は二級
	公益財団法人日本国際連合協会	国際連合公用語英語検定試験	特Ａ級、Ａ級、Ｂ級又はＣ級
情報	独立行政法人情報処理推進機構	情報処理技術者試験	ＩＴパスポート試験

改正前

試験科目	審査の実施団体	名称	免除に相当する級
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
英語	公益財団法人日本英語検定協会	実用英語技能検定	一級、準一級、二級、準二級プラス又は準二級
	公益財団法人全国商業高等学校協会	英語検定試験	一級又は二級
	公益財団法人日本国際連合協会	国際連合公用語英語検定試験	特Ａ級、Ａ級、Ｂ級又はＣ級

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第千二百九号

外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）第三条の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千四百九十六号（外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の農林水産大臣の指定する船舶）を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の農林水産大臣の指定する船舶は、国際的な枠組みによって公表されている次の表の第二欄に掲げる船名、同表の第三欄に掲げる国際海事機関船舶識別番号及び固有の船舶識別子又は同表の第四欄に掲げる呼出符号により特定される船舶とする。

番号	船名	国際海事機関船舶識別番号及び固有の船舶識別子	呼出符号
1	ABISHAK PUTHA 3	417000878	4SFXXXX
2	ABUNDANT 1	—	CPA 226
3	ABUNDANT 12	—	CPA 202
4	ABUNDANT 3	—	CPA 201
5	ABUNDANT 6	—	CPA 221
6	ABUNDANT 9	—	CPA 222
7	ACROS NO.2	—	—
8	ACROS NO.3	—	—
9	AKASH	—	—
10	AL'AMIR MUHAMMAD	—	—

11	Alboran Ⅱ	7306570	—
12	AMORINN	7036345	5VAN9
13	AN TON	8907888	TJM0159
14	ANEKA 228	—	—
15	ANEKA 228 ; KM.	—	—
16	ANNAI VELAMKANNI	—	—
17	ANTONY	7236634	PQMG
18	ARPUTHA MATHA	—	—
19	ASIAN WARRIOR	7322897	3CAG, J8B5336
20	ATLANTIC WIND	9042001	5IM813
21	AVE MARIA	IND-TN-15-MM-5477	—
22	AVE MARIYA	IND-TN-15-MM-9070	—
23	BAROON	9037537	5IM376
24	BENEDICTA	—	—
25	Bhaskara No.10	—	—
26	Bhaskara No.9	—	—
27	BIGEYE	—	FN 003883
28	BRAVO	—	T8AN3
29	Camelot	—	—
30	CHALLENGE	6622642	HO5381
31	CHI TONG	—	—
32	CHOTCHAINAVEE 35	—	—
33	COBIJA	7330399	CPB3000
34	DANIAA	—	3X07QMC
35	Dragon Ⅲ	—	—
36	EASRON	—	—
37	EL SHADAI	—	—
38	EL SHADDAI	8025082	ZR6358
39	EMMANUEL	—	—
40	FREEDOM 7	7302548	JVAW7
41	FU HSIANG FA 18	—	—
42	FU HSIANG FA NO.01	—	—
43	FU HSIANG FA NO.02	—	—
44	FU HSIANG FA NO.06	—	—
45	FU HSIANG FA NO.08	—	—
46	FU HSIANG FA NO.09	—	—
47	FU HSIANG FA NO.11	—	—
48	FU HSIANG FA NO.13	—	—
49	FU HSIANG FA NO.17	—	—
50	FU HSIANG FA NO.20	—	—
51	FU HSIANG FA NO.21	—	OTS 024, OTS 089
52	FU HSIANG FA NO.23	—	—
53	FU HSIANG FA NO.26	—	—
54	FU HSIANG FA NO.30	—	—
55	Fu Lien No 1	7355662	4LIN2
56	FULL RICH	—	HMEK3
57	GALA Ⅰ	—	—
58	GIFT OF GOD	—	—
59	GODS GIFT	IND-TN-15-MM-8696	—
60	Goidau Ruey No.1	—	HO-2508
61	GOOD HOPE	7020126	5NMU
62	Gorilero	6719419	—
63	GUNUAR MELYAN 21	—	—
64	HAI DA 705	—	—
65	HAMBANTOTA EXPRESS	IMUL-A-1053-TLE	4SF5385
66	HAN	8214645	V4BK5

67	HE LI 1 HAO	8524492	—
68	HEAVY SEA	7322926	3ENF8
69	HOOM XIANG 101	—	—
70	HOOM XIANG 103	—	—
71	HOOM XIANG 105	—	—
72	HOOM XIANG Ⅱ	—	—
73	Iannis 1	7332218	H03374
74	IMULA 0846 KLT/GOD BLESS	—	—
75	IMUL-A-0168-PTM	—	—
76	IMUL-A-0833-KLT	—	—
77	IMULA0867KLT & SAMPATH	IMUL-A-0867-KLT	—
78	IMUL-A-0892-KLT	—	4SF5790
79	IMUL-A-1028-TLE/DEWLI FISHING KUDAWELLA	—	—
80	IMULA2159CHW & SANJANA PUTHA	IMUL-A-2159-CHW	—
81	IND-TN-15-MM8297/ARARAT/RESH MITHA	—	—
82	ISRAR 1	8004076	A4BB5
83	ISRAR 2	8568694	A4BA3
84	ISRAR 3	8568682	A4BA5
85	JINZHANG	6607666	PQBT
86	Jyi Lih 88	—	—
87	KIKI	7929176	6WMP
88	KIM SENG DENG 3	—	—
89	KOOSHA 4	7905443	9BQK
90	KUANG HSING 127	—	—
91	KUANG HSING 196	—	—
92	Kuda Laut 03	0001812	DUM-4015
93	Labiko	7325746	3XL2
94	LIAO YUAN YU 071	—	—
95	LIAO YUAN YU 072	—	—
96	LIAO YUAN YU 9	—	—
97	LILA NO.10	—	—
98	LIMPOPO	7388267	—
99	LITTLESHA	IND.TN.15.MM.106	—
100	LU RONG SHUI 158（魯荣水158）	—	—
101	LU RONG YU 1189	—	—
102	LU RONG YU 612	—	—
103	LU RONG YUAN YU 101	—	—
104	LU RONG YUAN YU 102	—	—
105	LU RONG YUAN YU 103	—	—
106	LU RONG YUAN YU 105	—	—
107	LU RONG YUAN YU 106	—	—
108	LU RONG YUAN YU 108	—	—
109	LU RONG YUAN YU 109	—	—
110	LU RONG YUAN YU 197(魯荣远渔197)	—	—
111	LU RONG YUAN YU 581(魯荣远渔581)	—	—
112	LU RONG YUAN YU 582(魯荣远渔582)	—	—
113	LU RONG YUAN YU 787	—	—
114	LU RONG YUAN YU 797	—	—
115	LU RONG YUAN YU YUN 958	—	—
116	LUCAS	9038402	C5J128
117	MAAN YIH HSING	—	—
118	MADURA 2	—	—

119	MADURA 3	—	—
120	MANGALA	IMUL-A-0195-TCO	—
121	MANJU MATHA	IND-TN-15-MM-5344	—
122	MANJU MATHA	IND-TN-15-MM-4683	—
123	MARIA	—	FN 003882
124	MARIYAL	IND-TN-15-MM-6756	—
125	MARWAN 1	—	HSN5721
126	MELILLA NO.101	—	—
127	MELILLA NO.103	—	—
128	MOTHER OF JESUS	IND-TN-15-MM-5383	—
129	Murtosa	7385174	ZDBLI
130	Neptune	C-00545	4LOG
131	NEW BAI I NO.168	—	YGMY
132	NIKA	8808654	HP6686
133	No.2 CHOYU	—	—
134	NO.3 CHOYU	—	—
135	NORTHERN WARRIOR	8808903	PJSA
136	NOVA	IND.TN.15.MM.4569	—
137	OCEAN DIAMOND	—	—
138	OCEAN STAR No2	8665193	YJRU6
139	OKAPI MARTA	7816472	—
140	Orca	—	—
141	ORIENTE NO.7	—	—
142	PERLON	5062479	5NTV21
143	PESCACISNE 1, PESCACISNE 2	9319856	3CAF
144	PROGRESO	—	—
145	QIAN YUAN	8819691	H3YK
146	Reymar 6	—	—
147	RIWA	9017666	5VIR8
148	Sage	7825215	V3IN2, C5J82
149	SAMUDERA PASIFIK NO.18	—	YGGY
150	SAMUDERA PERKASA 11	—	—
151	SAMUDERA PERKASA 12	—	—
152	SEA ANGEL 2	IND-TN-15-MM-8001	—
153	SEA URCHIN	7424891	5VAA2
154	SEA VIEW	8692342	—
155	SEA WIND	8692354	—
156	SHARJI AMMA	—	—
157	SHARON 1	—	—
158	SHENG JI QUN 3	—	CPA 311
159	SHUEN SIANG	—	—
160	SHUN LAI	—	CPA 514
161	SIN SHUN FA 6	—	—
162	SIN SHUN FA 67	—	—
163	SIN SHUN FA 8	—	—
164	SIN SHUN FA 9	—	—
165	SOUTHERN STAR 136	—	—
166	SRI FU FA 168	—	—
167	SRI FU FA 18	—	—
168	SRI FU FA 188	—	—
169	SRI FU FA 189	—	—
170	SRI FU FA 286	—	—
171	SRI FU FA 67	—	—
172	SRI FU FA 888	—	—
173	ST ANNES	IND-TN-15-MM-7154	—

174	ST ANTONY	IND-TN-15-MM-8997	—	
175	ST MARYS	IND-TN-15-MM-3793	—	
176	STAR OF THE SEA	—	—	
177	STS-50	8514772	5VDR2	
178	Ta Fu 1	9259070	—	
179	Tching Ye No.6	49081002	V3GN	
180	TIAN LUNG NO.12	—	—	
181	Trinity	7321374	—	
182	Wen Teng No.688	8994295	V3TK4	
183	XING HAI FENG	7826233	3FHW5	
184	YAHOVA NICY	—	—	
185	YI HONG 3	—	—	
186	YONA	IND.TN.15.MM.5707	—	
187	YU FONG 168	—	BJ4786	
188	YU MAAN WON	—	—	
189	YUANDA 6	412356488	—	
190	YUANDA 8	412365486	—	
191	YUTUNA 3	—	CPA 212	
192	YUTUNA NO.1	—	CPA 302	
193	ZHE LING YU LENG 90055	—	—	
194	ZHE LING YU LENG 905	—	—	
195	ZHEXIANG YU 23029	412123526	—	
196	ZHOU YU 651	—	—	
197	ZHOU YU 652	—	—	
198	ZHOU YU 653	—	—	
199	ZHOU YU 656	—	—	
200	ZHOU YU 657	—	—	
201	ZHOU YU 658	—	—	
202	ZHOU YU 659	—	—	
203	ZHOU YU 660	—	—	
204	ZHOU YU 661	—	—	
205	ZHOU YU 808 (舟漁 808)	—	—	
206	ZHOU YU 809 (舟漁 809)	—	—	

その他告示

○外務省告示第三百一号

令和六年七月八日にマニラで署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和七年八月十二日にマニラで行われた。よって、同協定は、その第二十九条２の規定に従い、令和七年九月十一日に効力を生ずる。

令和七年八月十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百二号

令和六年七月八日にマニラで日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

令和七年八月十四日

外務大臣　岩屋　毅

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定についての合意された議事録

本日署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、協定の交渉において到達した次の了解をここに記録する。

１　第一条、第六条、第十一条、第十三条、第二十一条及び第二十三条

両締約国は、「公務」の意味を別途確認する。

２　第五条及び第十条

これらの条に別段の定めがある場合を除くほか、道路の使用、航空交通及び船舶の航行に関する接受国の関係法令が適用される。

３　第十七条４

接受国において訪問部隊又は文民構成員に雇用される文民たる労働者は、いかなる目的のためにも、訪問部隊の構成員又は文民構成員とみなされない。

４　第二十一条５(c)

接受国の当局による訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕についての通報は、遅滞なく（実行可能な限り当該逮捕から二十四時間以内に）行われる。

二千二十四年七月八日にマニラで

日本国のために

上川陽子

フィリピン共和国のために

ギルベルト・テオドロ

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による書面決議に付する決定

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和七年六月二十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

札幌市中央区南四条西二十二丁目二番三号

三階

一般社団法人北海道個人タクシー観光協会

代表清算人　蛸島　雅克

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

北海道留萌市旭町三丁目一番一号

工藤電機工業株式会社

代表清算人　工藤　康博

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

茨城県水戸市柳町一丁目九番一三号

有限会社渡辺左官工業

清算人　渡邉　洋一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

栃木県河内郡上三川町西汗一六八四番地二〇

株式会社宇塚

代表清算人　蓬田　勝美

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

神戸市東灘区向洋町西五丁目九番

有限会社関東企画

代表清算人　原田　大介

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

埼玉県朝霞市幸町一丁目一番一号

永峯寝具株式会社

代表清算人　永峯　弘之

解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社の債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

埼玉県東松山市大字上野本三七八番地

株式会社アイリーホーム

代表清算人　入澤　重哉

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

千葉県四街道市大日二三五番地

合同会社ケアプランたなか

清算人　田中　総吉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

千葉市美浜区真砂五―二一―一二

特定非営利活動法人地域創造ネットワークちば

清算人　牧野　昌子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

千葉県山武市松尾町八田一五七番地一

株式会社ＳＡＮＳＵＩ

代表清算人　河嶌正一郎

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都江戸川区平井二丁目一六番九号―一〇三

有限会社ハイピッチ

清算人　鈴木　隆文

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都町田市南成瀬四丁目一番二号

早稲田プラス株式会社

代表清算人　長橋　公一

解散公告

当社は、令和七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都板橋区徳丸一丁目二八番五―四〇一号

株式会社アーテイジ

代表清算人　内山　明好

解散公告

当社は、令和七年七月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都目黒区自由が丘三丁目一七番二号

国際領袖倶楽部株式会社

代表清算人　田　偉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都荒川区南千住三丁目二六番五号

明和運送有限会社

清算人　加藤美枝子

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号汐留ビルディング三階

一般社団法人日本フィリピンビジネス機構

代表清算人　井上　貴博

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都豊島区目白三丁目一三番五号
一般社団法人日本ティースジュエリー協会
代表清算人　小出真理子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都新宿区歌舞伎町二丁目二五番八―一二五号
アウルクリーフ株式会社
代表清算人　野口　美帆

解散公告

当組合は、令和七年六月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都中央区銀座五丁目一二番八号
協同組合王子紙器グループ
代表清算人　上野　善治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都文京区大塚四丁目四〇番一号茗溪マンション一二〇一
有限会社松崎吉夫建築研究所
清算人　松崎　吉夫

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ
合同会社ＥＸＩＴ
清算人　阿部　恵悟

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都大田区山王一丁目三一番一三号
株式会社福寿ハウス
代表清算人　福田　秀穂

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
東京都品川区西五反田三丁目一一番六号
ホン株式会社
代表清算人　櫻庭　康人

解散公告

当社は、令和七年七月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
横浜市金沢区富岡西一丁目三六番一〇号
有限会社福屋
清算人　中田　和男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
神奈川県三浦郡葉山町堀内一一七七―五三
合同会社ありがとうございます
清算人　松井　章

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
神奈川県川崎市幸区中幸町四丁目一〇番地
株式会社セイワ
代表清算人　金本　聖和

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
岐阜県大垣市千鳥町一丁目一番地
ロータス豊田レンタリース株式会社
代表清算人　豊田　典義

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
滋賀県高島市マキノ町沢一九二五番地二
株式会社エスワンテクト
代表清算人　曽根　孝

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
大阪市浪速区難波中三丁目七番八―七〇一号
株式会社ラトリモ
代表清算人　安　泰信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
大阪府吹田市古江台五丁目一番二七号
ＢＳ企画合同会社
清算人　浦上　隆司

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月十四日
大阪市浪速区元町一丁目九番一八―九〇一号
株式会社ナイスフィット
代表清算人　比嘉　美里

第53期決算公告　令和７年７月15日
新潟県新潟市西蒲区伏部613番地
株式会社足立製作所
代表取締役　野村　貴久

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	320,475
	固定資産	93,905
	合計	414,381
負債及び純資産の部	流動負債	73,768
	固定負債	3,680
	(うち賞与引当金)	(3,330)
	株主資本	336,932
	資本金	10,000
	利益剰余金	326,932
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	324,432
	(うち当期純利益)	(7,895)
	合計	414,381

解散公告

当社は、令和七年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

大阪府枚方市茄子作北町三四番四号

有限会社オギノアルミ工業

清算人　荻野　潔

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

大阪府大阪市福島区吉野四丁目二五番五号

株式会社スマイル工房

代表清算人　首田尾仁志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

大阪府羽曳野市栄町四番一号

有限会社エー・アイ・カンパニー

清算人　神谷　秀子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

大阪府東大阪市長田東三丁目二番四三号長田ＳＫパークビル　船井サービス株式会社

代表清算人　千綾　謙司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四

公益財団法人関通物流技術振興財団

代表清算人　達城　久裕

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室　合同会社ＡかＩ

清算人　赤井　祐哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

兵庫県加西市野条町二九五番地の一

株式会社蓬莱精工

代表清算人　大橋　慧

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

神戸市西区押部谷町養田三〇―五

有限会社岩井工作所

清算人　岩井　信子

解散公告

当社は、令和七年八月一日、総社員の同意により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

尚、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年八月十四日

兵庫県丹波篠山市東新町九一番地

三丹エステート合同会社

清算人　坂野　史和

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

兵庫県芦屋市松ノ内町三番七―四〇七号

株式会社アンシン

代表清算人　赤星　安信

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

兵庫県姫路市下手野三丁目七番一四号

有限会社山池組

清算人　武田　公典

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

岡山県岡山市北区柳町二丁目三番五号

合同会社備前興産

清算人　廣津眞知子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

高知市朝倉己八四三番地二九

有限会社昭和設計

清算人　沖　寿子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

福岡市博多区博多駅中央街五―一一

江橋株式会社

代表清算人　竹下　啓介

解散公告

当社は、令和七年七月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

熊本市東区水源二丁目一〇番一五号

有限会社佐藤忍建材

清算人　佐藤　忍

第115期決算公告

令和７年６月30日

福島県いわき市平字十五町目21番地

磐城通運株式会社

代表取締役社長　鈴木　孝雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,909,607
	固定資産	2,863,985
	合計	7,773,592
負債及び純資産の部	流動負債	1,555,275
	固定負債	30,480
	当期引当金	1,295,667
	株主資本	4,892,170
	資本金	97,500
	剰余金	4,794,670
	利益準備金	44,480
	その他利益剰余金	4,750,190
	（うち当期純利益）	(384,763)
	合計	7,773,592

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

鹿児島市卸本町五番地一一

日通鹿児島運輸株式会社

代表清算人　林田　政樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

鹿児島県西之表市西之表七四二四番地七

株式会社杉自動車商会

代表清算人　杉　喜志盛

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

沖縄県糸満市西崎町三丁目一七番地

有限会社マルミヤ産業

代表清算人　宮城二三男

解散公告（第一回）

当宗教法人は、令和七年六月二十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十四日

東京都荒川区東尾久八丁目二六番三号

福勝教会

清算人　山本　祐弘

第十四期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
資産の部計	九八、四〇七、五七八
負債及び純資産の部	
負債の部	三一、四五〇、三九七
純資産の部	六六、九五七、一八一
負債及び純資産の部計	九八、四〇七、五七八

令和七年八月十四日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二一二一番地

一般社団法人くすみち

理事長　長尾　孝宏

第十九期決算公告

令和二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
負債及び正味財産の部	二〇一
負債の部	
正味財産の部	一六七
負債及び正味財産の部計	三三三
	二〇一

令和七年八月十四日

東京都新宿区改代町二六番一三田村ビル二〇三

特定非営利活動法人Reach Alternatives

理事長　瀬谷ルミ子

第二十期決算公告

令和三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
負債及び正味財産の部	一四五
負債の部	
正味財産の部	一〇五
負債及び正味財産の部計	三九
	一四五

令和七年八月十四日

東京都新宿区改代町二六番一三田村ビル二〇三

特定非営利活動法人Reach Alternatives

理事長　瀬谷ルミ子

第二十一期決算公告

令和四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
負債及び正味財産の部	二六三
負債の部	
正味財産の部	一九七
負債及び正味財産の部計	六六
	二六三

令和七年八月十四日

東京都新宿区改代町二六番一三田村ビル二〇三

特定非営利活動法人Reach Alternatives

理事長　瀬谷ルミ子

第二十二期決算公告

令和五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
負債及び正味財産の部	一八〇
負債の部	
正味財産の部	一一四
負債及び正味財産の部計	六六
	一八〇

令和七年八月十四日

東京都新宿区改代町二六番一三田村ビル二〇三

特定非営利活動法人Reach Alternatives

理事長　瀬谷ルミ子

第二十三期決算公告

令和六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
負債及び正味財産の部	三三五
負債の部	
正味財産の部	二四四
負債及び正味財産の部計	九〇
	三三五

令和七年八月十四日

東京都新宿区改代町二六番一三田村ビル二〇三

特定非営利活動法人Reach Alternatives

理事長　瀬谷ルミ子

第 13 期 決 算 公 告

令和７年６月23日

北海道斜里郡小清水町南町一丁目18番13号

未来創電斜里小清水株式会社

代表取締役　浅野　泰史

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	667,321	流動負債	257,471
固定資産	1,073,105	固定負債	1,352,887
		株主資本	144,937
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	44,937
		その他利益剰余金	44,937
		（うち当期純利益）	(44,886)
		評価・換算差額等	△14,869
		繰延ヘッジ損益	△14,869
資産合計	1,740,426	負債・純資産合計	1,740,426

第 23 期 決 算 公 告

令和７年７月17日

川崎市麻生区万福寺一丁目15番地15
株式会社ハイパーフィットネス
代表取締役　亀田　政幸

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,338	流動負債	317
固定資産	1,560	固定負債	685
		株主資本	3,896
		資本金	50
		資本剰余金	160
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	3,686
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	3,684
		（うち当期純利益）	(165)
資産合計	**4,898**	**負債・純資産合計**	**4,898**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年８月14日
東京都新宿区揚場町２番24号
株式会社エスケーシー
代表取締役　高槻　りえ

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	811,754
	固定資産	1,213,675
	合計	2,025,430
負債及び純資産の部	流動負債	31,729
	固定負債	114,055
	株主資本	1,879,645
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,855,123
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,852,123
	（うち当期純利益）	(47,761)
	自己株式	△5,478
	合計	2,025,430

第 18 期 決 算 公 告

令和７年８月14日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社パイプシェル
代表取締役　山田　将章

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,527
	固定資産	13,526
	資産合計	121,054
負債及び純資産の部	流動負債	20,929
	固定負債	11,456
	株主資本	88,668
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,668
	その他利益剰余金	78,668
	（うち当期純利益）	(13,968)
	負債・純資産合計	121,054

第 39 期決算公告

令和７年８月14日
東京都千代田区神田多町二丁目４番地２
テクノ産業株式会社
代表取締役　大塚　弘一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,071
	固定資産	367
	合計	37,438
負債及び純資産の部	流動負債	1,557
	固定負債	8,074
	株主資本	27,807
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,807
	その他利益剰余金	17,807
	（うち当期純利益）	(4,824)
	合計	37,438

第 19 期 決 算 公 告

令和７年７月15日
京都府京丹後市弥栄町溝谷3464番地
京丹後市総合サービス株式会社
代表取締役　新井　清宏

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	207,047
	固定資産	803
	資産合計	**207,851**
負純資債及産のび部	流動負債	54,153
	負債合計	**54,153**
	株主資本	153,698
	資本金	20,000
	利益剰余金	133,698
	その他利益剰余金	133,698
	（うち当期純利益）	(10,256)
	純資産合計	**153,698**
	負債・純資産合計	**207,851**

第 32 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
神奈川県大和市南林間６丁目５番12号
株式会社ジオハウス
代表取締役　並木　伸夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,917,029
	固定資産	390,302
	資産合計	**3,307,332**
負純資債及産のび部	流動負債	276,258
	固定負債	208,406
	株主資本	2,822,667
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,812,667
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,810,167
	（うち当期純利益）	(166,977)
	負債・純資産合計	**3,307,332**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月14日
東京都目黒区東山一丁目５番４号
株式会社ＴＵＫＵＲＵ
代表取締役　黒須綾希子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	91,161
	固定資産	21,213
	資産合計	**112,374**
負純資債及産のび部	流動負債	46,503
	固定負債	1,027
	株式給付引当金	1,027
	株主資本	64,843
	資本金	50,000
	利益剰余金	14,843
	その他利益剰余金	14,843
	（うち当期純損失）	(54,217)
	負債・純資産合計	**112,374**

第４期決算公告

令和７年８月14日
鳥取県米子市両三柳5290番地３
モクテル株式会社
代表取締役　金口　伸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,765
	固定資産	1,009,270
	合計	**1,022,036**
負純資債及産のび部	流動負債	2,044
	固定負債	335,405
	株主資本	684,588
	資本金	1,000
	資本剰余金	712,933
	資本準備金	712,933
	利益剰余金	△ 29,346
	その他利益剰余金	△ 29,346
	（うち当期純損失）	(19,179)
	合計	**1,022,036**

第７期決算公告

令和７年７月29日
大阪府大阪市中央区本町３－１－10
Ｐａｎｄａ　Ｃａｒｅ株式会社
代表取締役　毛　　遠鷹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	721,776
	固定資産	88,146
	繰延資産	1,876
	資産合計	**811,798**
負純資債及産のび部	流動負債	263,738
	固定負債	462,428
	負債合計	**726,166**
	株主資本	85,632
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,632
	その他利益剰余金	75,632
	（うち当期純損失）	(1,992)
	純資産合計	**85,632**
	負債・純資産合計	**811,798**

第 59 期決算公告

令和７年８月14日
大阪市中央区瓦町３丁目４番９号
株式会社サンエイ
代表取締役　佐伯　典昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,682
	固定資産	53,602
	合計	**120,284**
負純資債及産のび部	流動負債	19,776
	固定負債	25,576
	株主資本	74,932
	資本金	40,000
	資本剰余金	△ 3,200
	利益剰余金	64,132
	利益準備金	14,500
	その他利益剰余金	49,632
	（うち当期純利益）	(4,026)
	自己株式	△ 26,000
	合計	**120,284**

第36期決算公告　2025年６月26日
福岡市博多区博多駅東１丁目10番７号
ＪＲ九州ファーストフーズ株式会社
代表取締役社長　村上　悟郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,826,595
	固定資産	8,091,071
	合計	9,917,666
負純資産及び債のび部	流動負債	3,300,328
	固定負債	4,825,695
	株主資本	1,785,776
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,585,776
	利益準備金	25,960
	その他利益剰余金	1,559,816
	（うち当期純利益）	(297,180)
	評価・換算差額等	5,865
	合計	9,917,666

第70期決算公告
令和７年７月25日
福岡県春日市宝町１丁目１番地３
キュウニチ株式会社
代表取締役　河原　洋二
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,259,670
	固定資産	960,279
	資産合計	4,219,949
負純資産及び債のび部	流動負債	1,913,216
	固定負債	65,348
	株主資本	2,241,385
	資本金	48,000
	利益剰余金	2,193,385
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	2,181,385
	（うち当期純利益）	(231,683)
	負債・純資産合計	4,219,949

第47期決算公告　令和７年８月14日
福岡県北九州市門司区新門司１丁目６番地
九州シティフレイト株式会社
代表取締役　樽松　広宣
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	151,208
	固定資産	113,212
	資産合計	264,419
負純資産及び債のび部	流動負債	134,118
	固定負債	19,581
	負債合計	153,699
	株主資本	110,720
	資本金	50,000
	利益剰余金	60,720
	その他利益剰余金	60,720
	（うち当期純利益）	(8,254)
	純資産合計	110,720
	負債・純資産合計	264,419

第２期決算公告　令和７年８月14日
大分県津久見市大字上青江4478番地の８
株式会社ＣＯＷＡ
代表取締役　黒須綾希子
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,017
	固定資産	2,492,951
	資産合計	2,493,968
負純資産及び債のび部	流動負債	4,622
	固定負債	2,023,000
	株主資本	466,345
	資本金	30,000
	資本剰余金	500,000
	資本準備金	7,500
	その他資本剰余金	492,500
	利益剰余金	△63,654
	その他利益剰余金	△63,654
	（うち当期純損失）	(43,225)
	負債・純資産合計	2,493,968

第72期決算公告
令和７年８月14日
熊本市南区平田二丁目12番20号
デイリィサポート株式会社
代表取締役　瀬尾　莞爾
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,938
	固定資産	104,020
	資産合計	111,958
負純資産及び債のび部	流動負債	3,024
	固定負債	15,000
	株主資本	93,934
	資本金	40,000
	利益剰余金	53,934
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	43,934
	（うち当期純利益）	(1,381)
	負債・純資産合計	111,958

第34期決算公告
令和７年６月19日
熊本県玉名郡南関町大字四ツ原1280
熊本工機株式会社
代表取締役　萩原　貴芳
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,388,566
	固定資産	270,512
	合計	2,659,079
負純資産及び債のび部	流動負債	1,619,571
	固定負債	174,089
	株主資本	865,417
	資本金	10,000
	利益剰余金	855,417
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	852,917
	（うち当期純利益）	(57,366)
	合計	2,659,079

第４期決算公告
令和７年６月23日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
一般社団法人Marble１
代表理事　米田　尚司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	105,256
	固定資産	2,386,009
	資産合計	2,491,265
負純資産及び債のび部	流動負債	21,715,187
	負債合計	21,715,187
	社員資本	△19,223,922
	基金	1,000
	利益剰余金	△19,224,922
	その他利益剰余金	△19,224,922
	（うち当期純損失）	(6,721,841)
	純資産合計	△19,223,922
	負債・純資産合計	2,491,265

第12期決算公告
令和７年６月19日
東京都港区虎ノ門一丁目16番17号
一般社団法人全国年金住宅融資法人協会
代表理事　藤井　範弘
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	123,448
	固定資産	6,410
	合計	129,858
負味債財及産びの正部	流動負債	44,416
	固定負債	—
	負債合計	44,416
	一般正味財産	85,442
	正味財産合計	85,442
	合計	129,858

第３期決算公告
令和７年８月14日
東京都中央区日本橋一丁目17番12号
一般社団法人日本映画制作適正化機構
代表理事　島谷　能成
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,394
	合計	29,394
負味債財及産びの正部	流動負債	4,827
	負債合計	4,827
	一般正味財産	24,567
	正味財産合計	24,567
	合計	29,394

第19期決算公告
令和７年８月14日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
アテナ・リミテッド
日本における代表者　内山隆太郎
貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	625,657
	固定資産	77,345,398
	合計	77,971,055
負純資産及び債のび部	流動負債	1,104,440
	固定負債	76,863,836
	資本金及び資本剰余金	28
	利益剰余金	2,751
	合計	77,971,055

第６期決算公告　令和７年８月14日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目７番10号
茅場町第三長岡ビル７階
ノボジーン株式会社
代表取締役　リー・ウィー・シアン
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,036,396
	固定資産	125,152
	資産合計	1,161,548
負純資産及び債のび部	流動負債	1,168,497
	賞与引当金	5,619
	その他	1,162,877
	株主資本	△6,948
	資本金	3,000
	利益剰余金	△9,948
	その他利益剰余金	△9,948
	（うち当期純利益）	(220)
	負債・純資産合計	1,161,548

第６期決算公告　令和７年８月14日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ケミくる株式会社
代表取締役　近藤　智也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,063
	固定資産	33,793
	繰延資産	18
	資産合計	60,874
負純資産及び債のび部	流動負債	15,971
	株主資本	44,903
	資本金	47,500
	利益剰余金	47,500
	利益準備金	47,500
	利益剰余金	△50,097
	その他利益剰余金	△50,097
	（うち当期純損失）	(481)
	負債・純資産合計	60,874

第45期決算公告

令和７年８月14日
東京都品川区西五反田三丁目６番30号
富士フイルム
イメージングシステムズ株式会社
代表取締役社長　松本　考司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	28,163
	固定資産	5,171
	資産合計	33,334
負債及び純資産の部	流動負債	15,364
	固定負債	3,160
	株主資本	14,808
	資本金	100
	利益剰余金	14,708
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	14,683
	（うち当期純利益）	(5,463)
	負債・純資産合計	33,334

第１期決算公告

令和７年８月14日
東京都港区東新橋一丁目９番１号
株式会社グリーンインフラ・デベロップメント
代表取締役　阿出川　純

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	411,332
	固定資産	3,226
	資産合計	414,557
負債及び純資産の部	流動負債	51,814
	株主資本	362,744
	資本金	150,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	62,744
	その他利益剰余金	62,744
	（うち当期純利益）	(62,744)
	負債・純資産合計	414,557

第43期決算公告

令和７年８月14日
東京都中央区新富一丁目３番７号
ヨドコウビル２階
株式会社マイクロハウス
代表取締役社長　子安喜美子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	629,789,530
	固定資産	589,711,798
	資産合計	1,219,501,328
負債及び純資産の部	流動負債	261,008,313
	固定負債	236,012,413
	うち退職給与引当金	3,161,413
	株主資本	722,480,602
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	712,480,602
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	709,480,602
	（うち当期純利益）	(29,380,724)
	負債・純資産合計	1,219,501,328

第４期決算公告

令和７年８月14日
東京都文京区後楽１－４－18
Commercial Japan Partnership Technologies株式会社
代表取締役社長　中嶋　裕樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	240
	固定資産	9
	合計	250
負債及び純資産の部	流動負債	214
	固定負債	7
	株主資本	28
	資本金	10
	利益剰余金	18
	その他利益剰余金	18
	（うち当期純損失）	(45)
	合計	250

第33期決算公告

令和７年７月17日
東京都品川区東五反田五丁目21番15号
株式会社　情報工房
代表取締役社長　多田　正浩

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,649
	固定資産	8,454
	資産合計	107,103
負債及び純資産の部	流動負債	65,701
	固定負債	161,281
	株主資本	△119,879
	資本金	65,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	△186,279
	その他利益剰余金	△186,279
	（うち当期純損失）	(33,974)
	自己株式	△600
	負債・純資産合計	107,103

第10期決算公告

令和７年８月14日
東京都渋谷区渋谷２－24－12
株式会社ラブグラフ
代表取締役　駒下　純兵

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	263,242
	固定資産	6,712
	資産合計	269,954
負債及び純資産の部	流動負債	220,131
	固定負債	10,483
	負債合計	230,615
	株主資本	39,338
	資本金	100,000
	利益剰余金	△60,661
	その他利益剰余金	△60,661
	（うち当期純利益）	(19,911)
	純資産合計	39,338
	負債・純資産合計	269,954

第11期決算公告

令和７年６月23日
福岡県飯塚市上三緒字大谷346番１
未来創電上三緒株式会社
代表取締役　浅野　泰史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	815,240	流動負債	377,254
固定資産	2,430,506	固定負債	2,554,468
		株主資本	282,815
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	182,815
		その他利益剰余金	182,815
		（うち当期純利益）	(136,854)
		評価・換算差額等	31,208
		繰延ヘッジ損益	31,208
資産合計	3,245,747	負債・純資産合計	3,245,747

第104期決算公告

2025年８月14日
大阪市北区芝田２丁目１番18号
株式会社阪電工
代表取締役社長　福井　史人

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,938,689	流動負債	1,956,570
固定資産	611,811	（内完成工事補償引当金）	(6,096)
有形固定資産	224,779	（内役員賞与引当金）	(2,050)
無形固定資産	45,023	固定負債	276,603
投資その他の資産	342,009	（内退職給付引当金）	(266,043)
		株主資本	4,316,215
		資本金	20,000
		利益剰余金	4,296,215
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	4,291,215
		（うち当期純利益）	(507,733)
		評価・換算差額等	1,113
資産合計	6,550,500	負債・純資産合計	6,550,500

第65期決算公告

令和７年６月23日
青森県下北郡東通村大字尻屋字八峠２番地５
尻屋運輸株式会社
代表取締役社長　眞弓　政博

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	508,352	流動負債	30,863
固定資産	89,325	賞与引当金	8,499
		役員賞与引当金	2,260
		株主資本	566,126
		資本金	10,000
		利益剰余金	556,126
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	553,626
		（うち当期純利益）	(3,580)
		評価・換算差額等	687
		その他有価証券評価差額金	687
資産合計	597,678	負債・純資産合計	597,678

第46期決算公告

令和７年８月14日　　長崎県佐世保市柚木元町2326番地１
株式会社伊藤管工社
代表取締役　吉岡　英治

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	363,688	流動負債	66,602
固定資産	230,705	固定負債	102,465
		（退職給付引当金）	(8,857)
		（個別評価貸倒引当金）	(80)
		株主資本	424,940
		資本金	20,000
		利益剰余金	404,940
		利益準備金	735
		その他利益剰余金	404,204
		（うち当期純利益）	(36,276)
		評価・換算差額等	386
		その他有価証券評価差額金	386
資産合計	594,393	負債・純資産合計	594,393

第 91 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

室町海運株式会社

代表取締役　山野井敦寛

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	216,265	流動負債	47,433
固定資産	306,529	株主資本	475,360
		資本金	10,000
		資本剰余金	15,576
		資本準備金	15,576
		利益剰余金	449,784
		利益準備金	10,588
		その他利益剰余金	439,196
		（うち当期純利益）	（4,458）
資産合計	522,794	負債・純資産合計	522,794

第 30 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

ＮＳユナイテッド内航マリン株式会社

代表取締役　中村　太

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	199,622	流動負債	94,350
固定資産	51,617	賞与引当金	55,584
		固定負債	111,862
		特別修繕引当金	95,663
		株主資本	45,026
		資本金	3,000
		利益剰余金	42,026
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	41,989
		（うち当期純利益）	（5,776）
資産合計	251,240	負債・純資産合計	251,240

第 92 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　福岡市博多区店屋町８番30号

協和汽船株式会社

代表取締役社長　西園　孝幸

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	403,185	流動負債	338,579
固定資産	1,740,398	固定負債	996,064
		株主資本	763,684
		資本金	100,000
		資本剰余金	45,000
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	618,684
		その他利益剰余金	618,684
		（うち当期純利益）	（18,364）
		評価・換算差額等	45,256
		その他有価証券評価差額金	43,140
		繰延ヘッジ損益	2,115
資産合計	2,143,584	負債・純資産合計	2,143,584

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都千代田区内神田二丁目15番９号

ＤＢＪデジタルソリューションズ株式会社

代表取締役　新崎　恭史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,907,069	流動負債	814,658
固定資産	383,357	固定負債	170,441
		（うち退職給付引当金）	（101,092）
		株主資本	1,305,327
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	1,200,327
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,180,327
		（うち当期純利益）	（225,075）
資産合計	2,290,426	負債・純資産合計	2,290,426

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月30日

福岡県福岡市東区香椎一丁目１番１号ニシコーリビング香椎２Ｆ

株式会社グローバルエンジニアリング

代表取締役　高橋　宏忠

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,980,585	流動負債	6,886,225
固定資産	2,093,120	賞与引当金	32,849
		固定負債	4,607,745
		退職給付引当金	27,892
		株主資本	3,579,736
		資本金	350,420
		資本剰余金	268,504
		資本準備金	129,477
		その他資本剰余金	139,026
		利益剰余金	2,960,811
		その他利益剰余金	2,960,811
		（うち当期純利益）	（1,602,017）
資産合計	15,073,706	負債・純資産合計	15,073,706

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月19日　福岡市博多区店屋町８番30号

株式会社二丈海運

代表取締役　川村　和也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	227,523	流動負債	136,223
固定資産	22,512	賞与引当金	43,620
		役員賞与引当金	1,985
		固定負債	25,690
		特別修繕引当金	25,690
		株主資本	88,121
		資本金	3,000
		利益剰余金	85,121
		その他利益剰余金	85,121
		（うち当期純利益）	（11,513）
資産合計	250,035	負債・純資産合計	250,035

第 26 期決算公告　令和７年６月30日

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号

株式会社ヴィントナーズ

代表取締役　磯田　道明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,120,783
	固定資産	14,970
	資産合計	1,135,753
負債及び純資産の部	流動負債	931,192
	賞与引当金	12,000
	その他	919,192
	株主資本	204,561
	資本金	10,000
	利益剰余金	200,561
	その他利益剰余金	200,561
	（うち当期純損失）	（41,653）
	自己株式	△6,000
	負債・純資産合計	1,135,753

第 12 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

静岡県富士市今井四丁目１番１号

鈴川エネルギーセンター株式会社

代表取締役　長谷川哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	891	流動負債	31,567
固定資産	780	固定負債	3,722
		株主資本	△33,618
		資本金	100
		資本剰余金	3,083
		うち資本準備金	100
		利益剰余金	△36,801
		その他利益剰余金	△36,801
資産合計	1,671	負債・純資産合計	1,671

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,456
売上原価	12,234
売上総損失	4,777
販売費及び一般管理費	306
営業損失	5,083
営業外収益	15,943
営業外費用	4,123
経常利益	6,736
特別利益	827
特別損失	18,253
税引前当期純損失	10,689
法人税等	0
当期純損失	10,690

決算公告

令和７年８月14日
東京都板橋区坂下二丁目13番18号
日藻工材株式会社
代表取締役　土屋　耕治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,334,089
	固定資産	3,698,863
	資産合計	5,032,953
負純資産債及のび部	流動負債	225,033
	固定負債	715,398
	株主資本	4,092,521
	資本金	10,000
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	4,082,495
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,079,995
	（うち当期純利益）	(64,393)
	負債・純資産合計	5,032,953

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日藻工材株式会社（乙、住所東京都板橋区坂下二丁目一三番一八号）の不動産管理事業以外の全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月十四日
東京都板橋区坂下二丁目一三番一八号
日藻工材ホールディングス株式会社
代表取締役　土屋　耕治

第15期決算公告

令和７年８月14日
東京都千代田区岩本町三丁目１番５号
Daktronics Japan株式会社
代表取締役　ジャスティン・ガスミラー

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,813
	固定資産	5,514
	合計	58,327
負純資産債及のび部	流動負債	16,658
	有給休暇引当金	3,649
	固定負債	4,026
	株主資本	37,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,643
	その他利益剰余金	27,643
	（うち当期純利益）	(3,582)
	合計	58,327

決算公告

令和７年８月14日
三重県松阪市駅部田町85番地１
株式会社シー・アイビス
代表取締役　小濵　龍哉

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,522
	固定資産	287,676
	合計	332,199
負純資産債及のび部	流動負債	32,868
	株主資本	299,330
	資本金	10,000
	資本剰余金	241,805
	資本準備金	241,805
	利益剰余金	47,524
	その他利益剰余金	47,524
	（うち当期純利益）	(4,326)
	合計	332,199

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千百八十万五千六百十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日
三重県松阪市駅部田町八五番地一
株式会社シー・アイビス
代表取締役　小濵　龍哉

第42期決算公告

令和７年７月30日
神奈川県小田原市久野2480番地
三國リビングサービス株式会社
代表取締役社長　實方　康人

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,313
	固定資産	29,433
	合計	163,746
負純資産債及のび部	流動負債	39,780
	固定負債	47,796
	株主資本	76,170
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,170
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	64,920
	（うち当期純利益）	(937)
	合計	163,746

第30期決算公告

令和７年８月14日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
銀座マロニエ特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	1,581,371	流動負債	269,890
固定資産	1,581,371	負債合計	269,890
有形固定資産	—	社員資本	22,270,120
投資その他の資産	1,581,371	特定資本金	100
その他の資産の部	20,958,639	剰余金	22,270,020
流動資産	20,958,639	当期未処分利益	22,270,020
固定資産	0		
投資その他の資産	0	純資産合計	22,270,120
資産合計	22,540,010	負債・純資産合計	22,540,010

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	35,871,018
営業費用	13,468,623
営業利益	22,402,395
営業外収益	—
営業外費用	—
経常利益	22,402,395
税引前当期純利益	22,402,395
法人税、住民税及び事業税	210
当期純利益	22,402,186
前期繰越損失	132,165
当期未処分利益	22,270,020

第36期決算公告

令和７年８月14日
富山市八尾町舘本郷610番地
株式会社ティエムシー
代表取締役　宮本　祥示

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,693
	固定資産	51,124
	合計	75,818
負純資産債及のび部	流動負債	13,817
	固定負債	57,228
	株主資本	4,772
	資本金	30,000
	利益剰余金	△25,202
	その他利益剰余金	△25,202
	（うち当期純利益）	(545)
	自己株式	△25
	合計	75,818

店舗管理等システムに係る入札のお知らせ

次の通り一般競争入札に付します。
2025年８月14日　　株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト

１．競争入札に付する事項
　件名　店舗管理等システムにおけるパーソナルコンピュータで使用する「Excel LTSC 2024」及び「Word LTSC 2024」の調達
２．参加資格
　入札説明書の記載による
３．契約図書の配布
　契約図書（入札説明書・仕様書・標準契約書案など）は当社ＨＰよりダウンロード
　期間　2025年８月14日～2025年９月10日
４．入札・開札の日時及び場所
　日時　2025年９月30日　14時00分
　　見積書の提出期限は2025年９月30日　12時00分
　場所　東京都港区東新橋２丁目３番17号　ＭＯＭＥＮＴＯ　ＳＨＩＯＤＯＭＥ７階
　担当　総務課　矢野・中村（電話03―5405―1967）
契約の情報については当社ＨＰの「契約情報」にて掲載
https://e-nexco-areattract.co.jp/bids/

第75期決算公告

令和７年６月16日
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町三丁目１番３
株式会社大岡酸素商会
代表取締役　村田　政広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,526,082
	固定資産	2,237,468
	合計	3,763,551
負純資産債及のび部	流動負債	879,703
	固定負債	613,875
	株主資本	1,059,478
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,039,478
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,034,478
	（うち当期純利益）	(192,350)
	その他有価証券評価差額金	1,210,494
	合計	3,763,551

第10期決算公告

令和７年６月17日
埼玉県三郷市三郷一丁目４番地１
ＫＴＴ１ビル２階
株式会社フルコー
代表取締役　香山　大輝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284,192
	固定資産	23,961
	合計	308,153
負純資債及産のび部	流動負債	112,214
	固定負債	125,328
	株主資本	70,610
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,610
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	58,110
	（うち当期純利益）	(8,712)
	合計	308,153

第20期決算公告

令和７年８月14日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
南青山特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	**2,138,106**	流動負債	11,156
固定資産	2,138,106	固定負債	9,708
有形固定資産	2,138,106	**負債合計**	**20,865**
土地	2,138,106	社員資本	2,119,446
その他の資産の部	2,205	特定資本金	100
流動資産	2,205	優先資本金	2,750,000
		剰余金	△630,654
		当期未処理損失	630,654
		純資産合計	**2,119,446**
資産合計	**2,140,310**	**負債・純資産合計**	**2,140,310**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	20,974
営業損失	20,974
営業外費用	1,325
経常損失	22,298
税引前当期純損失	22,298
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	23,248
前期繰越損失	607,406
当期未処理損失	630,654

第52期決算公告

令和７年８月14日
長野県中野市大字中野200番地７
アズビル太信株式会社
代表取締役　小林　清素

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,891,501
	固定資産	1,510,079
	合計	5,401,580
負純資債及産のび部	流動負債	2,248,326
	固定負債	997,545
	株主資本	2,155,709
	資本金	40,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	2,115,709
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,105,709
	（うち当期純利益）	(24,364)
	合計	5,401,580

第69期決算公告

令和７年８月14日
東京都品川区東大井六丁目３番22号
社会医療法人社団東京巨樹の会
理事長　蒲池　健一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,663,742	流動負債	43,822,210
固定資産	85,388,489	賞与引当金	248,943
有形固定資産	85,260,898	固定負債	46,762,582
無形固定資産	104,002	退職給付引当金	459,045
その他の資産	23,589	**負債合計**	**90,584,792**
		積立金	2,467,439
		純資産合計	**2,467,439**
資産合計	**93,052,231**	**負債・純資産合計**	**93,052,231**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	17,494,672
事業費用	15,931,740
事業利益	1,562,932
事業外収益	2,776
事業外費用	331,795
経常利益	1,233,913
税引前当期純利益	1,233,913
法人税・住民税及び事業税	97,119
当期純利益	1,136,794

第34期決算公告

令和７年８月14日
広島県東広島市西条町御薗宇6974番地の２
株式会社東広島ケーブルメディア
代表取締役社長　石井裕一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	367,692
	固定資産	232,651
	繰延資産	14,338
	合計	614,683
負純資債及産のび部	流動負債	15,830
	固定負債	342,868
	株主資本	255,984
	資本金	45,000
	資本剰余金	135,344
	その他資本剰余金	135,344
	利益剰余金	75,639
	その他利益剰余金	75,639
	（うち当期純利益）	(15,500)
	合計	614,683

第12期決算公告

令和７年８月14日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｈｉｊｅｔ Ⅱ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,552	流動負債	131
流動資産	106	固定負債	2,639
固定資産	3,445	**負債合計**	**2,771**
信託建物	748	社員資本	1,071
信託建物附属設備	53	特定資本金	102
信託工具器具備品	22	優先資本金	1,109
信託土地	2,621	剰余金	△139
その他の資産	290	当期未処理損失	139
流動資産	279		
繰延資産	11	**純資産合計**	**1,071**
資産合計	**3,842**	**負債・純資産合計**	**3,842**

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	152
営業費用	178
営業損失	26
営業外収益	0
経常損失	25
税引前当期純損失	25
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	26

第72期決算公告

令和７年６月27日
札幌市中央区北４条西４丁目１番地
伊藤組山林管理育成株式会社
代表取締役社長　伊藤美香子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,337
	固定資産	40,544
	合計	83,881
負純資債及産のび部	流動負債	70
	株主資本	83,811
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,811
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	72,561
	（うち当期純損失）	(5,409)
	合計	83,881

第20期決算公告

令和７年８月14日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｍａｃａｎ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	21,487	流動負債	1,730
流動資産	425	固定負債	18,382
有形固定資産	21,051	**負債合計**	**20,113**
投資その他の資産	10	社員資本	3,580
その他の資産	2,206	特定資本金	674
流動資産	2,057	優先資本金	3,023
固定資産	122	剰余金	△117
投資その他の資産	122	当期未処理損失	117
繰延資産	26	**純資産合計**	**3,580**
資産合計	**23,693**	**負債・純資産合計**	**23,693**

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月２日　至　令和７年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	16
営業費用	107
営業損失	91
営業外収益	0
経常損失	91
税引前当期純損失	91
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	91

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

名古屋市中区丸の内二丁目９番40号

株式会社ミズノ・ホールディングス

代表取締役　水野　敦之

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,532,248	流動負債	49,085
固定資産	32,160,127	固定負債	28,299,133
有形固定資産	22,843	**負債合計**	**28,348,219**
投資その他の資産	32,137,283	株主資本	3,876,959
		資本金	1,000
		利益剰余金	3,875,959
		その他利益剰余金	3,875,959
		評価・換算差額等	4,467,196
		その他有価証券評価差額金	4,467,196
		純資産合計	**8,344,155**
資産合計	**36,692,375**	**負債・純資産合計**	**36,692,375**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月21日　至　令和７年４月20日）

（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	13,163
営業損失	13,163
営業外収益	680,996
営業外費用	145,812
経常利益	522,020
特別損失	2,317
税引前当期純利益	519,702
法人税、住民税及び事業税	71
当期純利益	519,631

第 104 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

富山県高岡市石瀬1928番地

株式会社北陸化成工業所

代表取締役　中山　浩光

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,699,145
	固定資産	1,084,894
	繰延資産	200
	資産合計	**2,784,240**
負債及び純資産の部	流動負債	520,308
	（賞与引当金）	(21,685)
	固定負債	496,184
	（退職給付引当金）	(286,666)
	（役員退職慰労引当金）	(33,020)
	負債合計	**1,016,493**
	株主資本	1,759,995
	資本金	62,500
	資本剰余金	23,071
	資本準備金	23,071
	利益剰余金	1,674,424
	利益準備金	15,625
	その他利益剰余金	1,658,799
	（うち当期純利益）	(13,704)
	評価・換算差額等	7,751
	その他有価証券評価差額金	7,751
	純資産合計	**1,767,747**
	負債・純資産合計	**2,784,240**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

東京都品川区西中延３―６―15

株式会社エス・アイ・ティ

代表取締役　佐藤　雄作

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,616
	固定資産	969
	資産合計	**8,585**
負債及び純資産の部	流動負債	7,009
	株主資本	1,576
	資本金	27,000
	利益剰余金	△25,424
	その他利益剰余金	△25,424
	（うち当期純利益）	(93,628)
	負債・純資産合計	**8,585**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日

東京都品川区西中延三―六―一五

株式会社エス・アイ・ティ

代表取締役　佐藤　雄作

第 15 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

東京都渋谷区桜丘町23番17号

株式会社ＴＡＧ

代表取締役　田口　博章

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,253
	固定資産	2,988
	合計	**19,241**
負債及び純資産の部	流動負債	4,652
	株主資本	14,588
	資本金	20,455
	利益剰余金	△5,866
	その他利益剰余金	△5,866
	（うち当期純利益）	(2,505)
	合計	**19,241**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五十五万五千円減少し九百九十万円とし、うち四百六十八万八千九百九十五円を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十七日であり、株主総会の決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号

株式会社ＴＡＧ

代表取締役　田口　博章

第 60 期 決 算 公 告

令和７年７月20日

埼玉県北足立郡伊奈町西小針七丁目24番地

株式会社昭和技研工業

代表取締役　岩井　　崇

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,577,300
	固定資産	2,465,551
	資産合計	**6,042,851**
負債及び純資産の部	流動負債	329,517
	固定負債	1,489,285
	負債合計	**1,818,802**
	株主資本	4,224,048
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,501,037
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	1,471,037
	利益剰余金	2,705,390
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,702,890
	（うち当期純利益）	(120,815)
	自己株式	△12,379
	純資産合計	**4,224,048**
	負債・純資産合計	**6,042,851**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

山口県下関市前田二丁目28番１号

株式会社ノークリー

代表取締役　大石　　武

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,482,295
	固定資産	19,110,944
	繰延資産	214,532
	資産合計	**23,807,771**
負債及び純資産の部	流動負債	16,946,732
	固定負債	60,953,000
	株主資本	△54,091,961
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△84,091,961
	その他利益剰余金	△84,091,961
	（うち当期純損失）	(10,573,652)
	負債・純資産合計	**23,807,771**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十四日

山口県下関市前田二丁目二八番一号

株式会社ノークリー

代表取締役　大石　　武

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日

福岡県京都郡苅田町幸町七番一四九号

株式会社アイ・ケイ・エス

代表取締役　石山　安史

決　算　公　告

令和７年８月14日

福岡県京都郡苅田町幸町７番149号

株式会社アイ・ケイ・エス

代表取締役　石山　安史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	638,291
	固定資産	243,737
	合計	882,028
負純資産債及の部び	流動負債	427,733
	株主資本	454,294
	資本金	15,000
	利益剰余金	478,074
	利益準備金	6,930
	その他利益剰余金	471,144
	（うち当期純利益）	(55,973)
	自己株式	△38,779
	合計	882,028

第８期決算公告

令和７年６月23日

千葉県我孫子市湖北台三丁目３番10号

株式会社日本技能教育機構

代表取締役　中川　邦彦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,954
	固定資産	938
	資産合計	8,893
負純資産債及の部び	流動負債	270,172
	株主資本	△261,279
	資本金	20,000
	利益剰余金	△281,279
	その他利益剰余金	△281,279
	（うち当期純損失）	(17,167)
	負債・純資産合計	8,893

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日

三重県伊賀市丸柱五六九番地

（甲）長谷製陶株式会社

代表取締役　長谷　康弘

滋賀県甲賀市信楽町神山一四一七番地

（乙）しろやま株式会社

代表取締役　北村　雄次

第62期決算公告　令和７年８月14日

三重県伊賀市丸柱569番地

長谷製陶株式会社

代表取締役　長谷　康弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	515,518
	固定資産	383,618
	繰延資産	735
	合計	899,871
負純資産債及の部び	流動負債	107,346
	固定負債	562,564
	株主資本	229,961
	資本金	10,000
	利益剰余金	219,961
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	217,711
	（うち当期純利益）	(48,685)
	合計	899,871

第６期決算公告　令和７年８月14日

滋賀県甲賀市信楽町神山1417番地

しろやま株式会社

代表取締役　北村　雄次

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,662
	固定資産	61,063
	繰延資産	3,600
	合計	88,326
負純資産債及の部び	流動負債	8,510
	固定負債	136,795
	株主資本	△56,979
	資本金	8,000
	利益剰余金	△64,979
	その他利益剰余金	△64,979
	（うち当期純利益）	(237)
	合計	88,326

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日

大阪府和泉市平井町一五〇番地一

（甲）株式会社三伸

代表取締役　池原政太朗

大阪府堺市西区鳳東町二丁一九三番地

（乙）三伸富士工業株式会社

代表取締役　池原　政士

第13期決算公告

令和７年８月14日

大阪府和泉市平井町150番地１

株式会社三伸

代表取締役　池原政太朗

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,077
	固定資産	45,149
	合計	56,227
負純資産債及の部び	流動負債	1,550
	固定負債	72,505
	株主資本	△ 17,828
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 19,828
	その他利益剰余金	△ 19,828
	（うち当期純損失）	(590)
	合計	56,227

第41期決算公告

令和７年８月14日

大阪府堺市西区鳳東町二丁193番地

三伸富士工業株式会社

代表取締役　池原　政士

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,488
	固定資産	86,579
	合計	91,067
負純資産債及の部び	流動負債	747
	固定負債	90,078
	株主資本	241
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 9,758
	その他利益剰余金	△ 9,758
	（うち当期純利益）	(809)
	合計	91,067

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十四日

石川県金沢市森戸二丁目一番地一

（甲）株式会社箔一

代表取締役　浅野　達也

石川県金沢市入江一丁目一五七番地

（乙）株式会社ブランダート

代表取締役　浅野　達也

第47期決算公告　令和７年８月14日

石川県金沢市森戸二丁目１番地１

株式会社箔一

代表取締役　浅野　達也

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,215,886
	固定資産	1,598,781
	繰延資産	217
	合計	2,814,885
負純資産債及の部び	流動負債	786,651
	固定負債	115,131
	株主資本	1,913,103
	資本金	58,000
	利益剰余金	1,855,103
	利益準備金	14,500
	その他利益剰余金	1,840,603
	（うち当期純利益）	(269,361)
	合計	2,814,885

第11期決算公告

令和７年８月14日

石川県金沢市入江一丁目157番地

株式会社ブランダート

代表取締役　浅野　達也

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,863
	固定資産	516
	合計	16,379
負純資産債及の部び	流動負債	13,196
	固定負債	16,000
	株主資本	△12,816
	資本金	1,000
	利益剰余金	△13,816
	その他利益剰余金	△13,816
	（うち当期純利益）	(3,532)
	合計	16,379

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　　神奈川県伊勢原市鈴川54番地２

ＤＮライティング株式会社

代表取締役社長　倉持　一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,087,589	流動負債	1,252,830
固定資産	5,182,589	役員賞与引当金	39,287
		固定負債	334,391
		退職給付引当金	267,185
		負債合計	**1,587,221**
		株主資本	11,632,597
		資本金	527,850
		資本剰余金	498,500
		資本準備金	408,500
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	10,606,247
		利益準備金	47,436
		その他利益剰余金	10,558,811
		評価・換算差額等	50,359
		その他有価証券評価差額金	50,359
		純資産合計	**11,682,957**
資産合計	**13,270,178**	**負債・純資産合計**	**13,270,178**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,462,844	経常利益	1,778,700
売上原価	5,798,649	特別利益	7,774
売上総利益	4,664,194	特別損失	183,019
販売費及び一般管理費	2,903,369	税引前当期純利益	1,603,455
営業利益	1,760,824	法人税、住民税及び事業税	458,660
営業外収益	27,587	法人税等調整額	7,983
営業外費用	9,711	当期純利益	1,136,812

令和６年度決算公告

令和７年６月26日　　東京都板橋区桜川二丁目19番１号

医療法人社団健育会

理事長　竹川　節男

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,617,020	流動負債	2,845,918
固定資産	12,276,732	賞与引当金	365,703
有形固定資産	8,579,042	その他	2,480,215
無形固定資産	105,780	固定負債	14,465,007
その他の資産	3,591,910	退職給付引当金	867,957
		その他	13,597,050
		負債合計	**17,310,925**
		出資金	26,470
		積立金	2,556,357
		繰越利益積立金	2,556,357
		純資産合計	**2,582,827**
資産合計	**19,893,752**	**負債・純資産合計**	**19,893,752**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	20,316,025	特別利益	994
本来業務	18,264,481	特別損失	13,038
附帯業務	2,051,544	税引前当期純利益	299,869
事業費用	19,801,407	法人税・住民税及び事業税	77,281
本来業務	17,951,408	法人税等調整額	20,975
附帯業務	1,849,999	当期純利益	201,613
事業利益	514,618		
事業外収益	46,763		
事業外費用	249,468		
経常利益	311,913		

第 16 期 決 算 公 告

令和７年８月14日

大阪府守口市金田町４丁目５番16号

社会医療法人弘道会

理事長　生野　弘道

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,194	流動負債	4,385
固定資産	20,551	賞与引当金	360
有形固定資産	19,481	その他	4,025
無形固定資産	248	固定負債	14,257
投資その他の資産	822	退職給付引当金	528
		その他	13,729
		負債合計	**18,642**
		積立金	19,103
		繰越利益積立金	19,103
		純資産合計	**19,103**
資産合計	**37,745**	**負債・純資産合計**	**37,745**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	22,099	事業外収益	98
(うち本来業務)	(21,619)	事業外費用	187
(うち附帯業務)	(463)	経常利益	779
(うち収益業務)	(17)	特別利益	94
事業費用	21,231	特別損失	145
(うち本来業務)	(20,678)	税引前当期純利益	727
(うち附帯業務)	(545)	法人税、住民税及び事業税	0
(うち収益業務)	(8)	当期純利益	727
事業利益	868		

第 93 期 決 算 公 告

令和７年８月14日　　愛媛県今治市小浦町１丁目４番52号

今治造船株式会社

代表取締役　檜垣　幸人

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	773,749	流動負債	595,124
固定資産	386,802	固定負債	48,126
有形固定資産	163,459	株主資本	471,227
無形固定資産	473	資本金	30,000
投資その他の資産	222,869	資本剰余金	19,792
		資本準備金	2,329
		その他資本剰余金	17,462
		利益剰余金	421,492
		利益準備金	724
		その他利益剰余金	420,768
		自己株式	△58
		評価・換算差額等	46,073
		その他有価証券評価差額金	45,059
		繰延ヘッジ損益	1,014
資産合計	**1,160,552**	**負債・純資産合計**	**1,160,552**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	464,652	経常利益	47,023
売上原価	412,430	特別損益	1,523
売上総利益	52,221	税引前当期純利益	48,547
販売費及び一般管理費	9,188	法人税、住民税及び事業税	17,300
営業利益	43,033	法人税等調整額	1,166
営業外損益	3,990	当期純利益	30,079